

目 次

重 要 事 項

(ページ)

1 調査・徴収パフォーマンスの向上	1
○ 調査パフォーマンスの向上策	3
○ 徴収パフォーマンスの向上策	53
2 税務行政の将来像の実現に向けた取組	55
3 消費税軽減税率制度実施等への対応	69
4 消費税調査の課題	75
5 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組	83

1 調査・徴収パフォーマンスの向上

○ 調査パフォーマンスの向上策

(課税第一部・課税第二部)

事務系統	番号	項目	平成30事務年度の取組状況と課題	令和元事務年度の取組方針
個人課税部門	1	継続1管理事案に対する調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繼1事案に係る運営方針等を規定した指示文書を新たに発遣 (H31.2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 署別に、定量的な「管理件数の目安」を提示 ・ 2統括官の事務負担軽減等を図るため、事案管理補助者を新たに指名 ・ 4～6月の一定期間で集中的に管理・選定事務を実施 等 ○ H30.7新設の「特別調査事案担当者」(17署34名)に、継1調査を指示 ○ 各種会議や署巡回時に、継1事案に関する課題・問題意識等を説明・指導 ☆ 今事務年度の調査事績（1件当たりの所得・税額、重加賦課割合）は、直近2年間に比較して良好であるが、全国（特に都市局）に比べて低調 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左の「指示文書」に基づいた事務運営を推進【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 署別に提示した「管理件数の目安」に基づき事案管理し、的確に調査を実施 ・ 継1調査担当者として、特官も従事（年数件程度） 等 ➢ 継1事案に係る調査体制を強化【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別調査部門設置署（13署）を一部見直し ・ 「特別調査事案担当者」設置署を増設（17署34名⇒21署42名）
	2	署の特性に応じたメリハリをつけた調査資源の投下	<ul style="list-style-type: none"> ○ [REDACTED]に対し、人的資源を再配分 ○ 増員署の調査（換算）人員の不足に対し、機動官による調査支援を実施 ☆ 調査効率の回復・向上（限られた人的資源の効率的配分） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 増員署・減員署について、調査事績等を基に、引き続き効果検証を実施【継続】 ➢ 増員署について、機動官8名を通年で「調査支援担当者」として運用【新規】
	3	国際化・富裕層への取組 （上位富裕層特官の総合特官的運用）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連個人・法人をより一体的に捉えた管理・調査企画体制の構築に向け、新たに、上位富裕層特官（6署）のうち3署に法人・資産系統職員を配置 ☆ 国際化・富裕層への一層の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 引き続き、上位富裕層特官（3署）に法人・資産系統職員を配置し総合特官的運用を実施【継続】 ➢ 継2事案については、引き続き、[REDACTED]効果的・効率的に接触を図る【継続】 ➢ CRS情報を含む各種資料情報を効果的に活用し、調査選定事務を的確に実施【拡充】
	4	調査マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月調査事績等の指標（レーダーチャート）を作成し、自署の立ち位置、改善を要する事項・対応策、他署の良好な取組事例等を各署に展開 ○ 各署に対し、「事案進行検討会」の開催、質問応答記録書の確實な作成、審理担当者の早期参画による[REDACTED]を指示 ○ 「マネジメントブック（調査担当統括官）」を新たに作成（H31.4）し、統括官等の調査マネジメントを支援 ☆ 調査事務の充実を図るために、署統括官等の調査マネジメントの強化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今事務年度の取組を引き続き推進【継続】 ➢ 局において、署別の地域性や過去の調査事績等を多角的に検証・分析し、分析結果（客観的エビデンス）に基づき、調査の重点化[REDACTED]を検討【新規】 ➢ 「マネジメントブック」について、署の活用状況等を検証し改訂を検討【拡充】
	5	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「スキルアップリーダー」（再任用職員：6署22名）による巡回指導等 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック別に取組テーマを設定し、取組内容の充実を図る ・ 若手職員への個別実地指導（同行指導、現況調査、質問応答記録書等） ・ 新任統括官への指導・助言（マネジメント、調査選定等） ☆ 若手職員の調査能力の向上等を図るために、人材育成への取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「スキルアップリーダー」をブロック署（6署22名）に配置【継続】 ➢ 巡回指導等により、若手職員への個別実地指導、新任統括官への指導・助言等を推進【継続】
	6	経済社会の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先端分野に対する調査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ [REDACTED] ・ [REDACTED]を基に、情技官等が実地調査を実施 ☆ シェアリングエコノミー等新たな分野の経済活動に対する、調査・行政指導等による税務コンプライアンスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シェアリングエコノミー等新分野に係る事案について、関係部署と連携協調し、[REDACTED]【新規】 ➢ 引き続き、[REDACTED]困難度の高い事案等に対応【継続】

○ 調査パフォーマンスの向上策

事務系統	番号	項目	平成30事務年度の取組状況と課題	令和元事務年度の取組方針
資産課税部門	1	署の特性に応じたメリハリをつけた調査資源の投下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査事績が良好かつ実調率が低調な署 ☆ 調査効率の回復・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調査優先度の高い事案に集中して調査事務量を投下できるよう、実調率や調査事績に基づいた 【拡充】
	2	外部事務エリア一体的運営の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の署ごとに調査優先度の高い事案を調査する方法から、エリア内で調査優先度の高い事案を調査する試行を甲府署・鰐沢署エリアで実施 ○ 同エリアの調査事績は4指標とも前年同時期を大きく上回る良好な結果 ☆ 外部接触事務量を有効に活用していくためには試行の拡大が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 甲府署、鰐沢署については継続して試行を実施【継続】 ➢ 単独部門制署が多く存在する都区内署で試行を拡大して実施【新規】 (東京上野⇒浅草、新宿⇒四谷、江東西⇒江東東)
	3	調査選定の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特官部門、統括官部門とも前年同時期と比べて要更正割合及び重加賦課割合は向上 ○ 一方、特官部門は1件当たりの増差課税価格・追徴税額、統括官部門は1件当たりの追徴税額が前年同時期を下回る結果 ○ なお、特官部門、統括官部門ともに4指標は他の都市3局と比べて低調 ☆ 4指標の向上には、 ☆ 特に1件当たりの増差課税価格や追徴税額を向上させるためには、 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特官部門 <ul style="list-style-type: none"> • 4~6月の選定事務量を確保するとともに、 【拡充】 • 選定精度の向上に向けて、支援特官による選定支援を実施【継続】 • 【新規】 ➢ 統括官部門 <ul style="list-style-type: none"> • 【新規】 ➢ 各種資料情報を効果的に活用し、調査選定事務を的確に実施【拡充】 ➢ 8署で試行している 【継続】
	4	への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高階級事案を調査する特官の調査事績は、要更正割合、重加賦課割合は前年同時期を上回ったものの、1件当たりの増差課税価格、追徴税額は下回る結果 ☆ 他の都市3局と比べて、 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特官及び機動課が中心に調査を実施【継続】 ➢ 筆頭特官のマネジメントに対する意識付けを強化【拡充】 ➢ 特官部門の調査支援を充実させるため、調査等支援特官付を1名増員【拡充】
	5	調査マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 署幹部のマネジメントを強化するため、人事異動予告後の7月上旬及び9月に副署長事務打合せ会を開催 ○ 自署の立ち位置を把握できるよう、調査事績の還元に併せて署ごとのレーダーチャートを還元 ☆ 署幹部が自署の立ち位置を理解し調査事務運営を行っていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本事務年度の取組を引き続き実施【継続】
	6	の適切な賦課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の都市3局と比べると未だ低調 ☆ 他の都市3局と比べると未だ低調 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本事務年度の取組を継続するとともに、 を確実に実施【継続】

○ 調査パフォーマンスの向上策

(課税第一部・課税第二部)

事務系統	番号	項目	平成30事務年度の取組状況と課題	令和元事務年度の取組方針
法人課税部門	1	● [調査]に対する調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ [見直し] 1件当たり増差所得や追徴本税額（3税）が向上 ☆ [見直し] 調査体制を整備する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ [見直し] ▶ [見直し] ▶ [見直し] ▶ [見直し] ▶ [見直し] ▶ [見直し]
	2	● [調査]の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ [見直し] の事績が向上 ○ [見直し] の更なる充実を図るために、選定精度の向上を図り、[見直し]を確実に選定する必要 ☆ [見直し] を検討する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選定精度の更なる向上を目的として、[見直し] [新規] ➤ [見直し] に対して、事務年度当初に [見直し] を実施 [新規] ➤ [見直し]
	3	● 海外取引法人への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際官の [見直し] したことで、海外非違割合や海外増差所得が向上 ☆ [見直し] また、国際官による [見直し] ☆ 統括官等の [見直し] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たに国際担当支援職員（国際SA）を配置し、主に調査経験の浅い職員の海外取引法人調査に係る支援を実施 [新規] ➤ 国際官に [見直し] [新規] ➤ [見直し] を更に充実 [見直し] ➤ [見直し] [新規]
	4	● [見直し]への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ [見直し] が年々増加 ☆ [見直し] の増加と、[見直し]に対する体制を整備する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ [見直し] ▶ [見直し] また、[見直し] [見直し]
	5	[見直し]	<ul style="list-style-type: none"> ○ [見直し] ☆ [見直し] 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ [見直し]
	6	● 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝承担当職員（SA）を、局法人課税課（3名）及びブロック幹事署（9署10名）に配置し、調査経験の浅い職員に対する同行指導等を実施 ☆ 調査経験の浅い職員が増加傾向にあるため、同行指導を行う伝承担当職員（SA）が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 伝承担当職員（SA）を増員し、調査経験の浅い職員に対する同行指導を充実 [見直し]

凡例 「平成30事務年度の取組状況と課題」欄の「○」は30事務年度の取組状況を示し、「☆」は課題を示す。

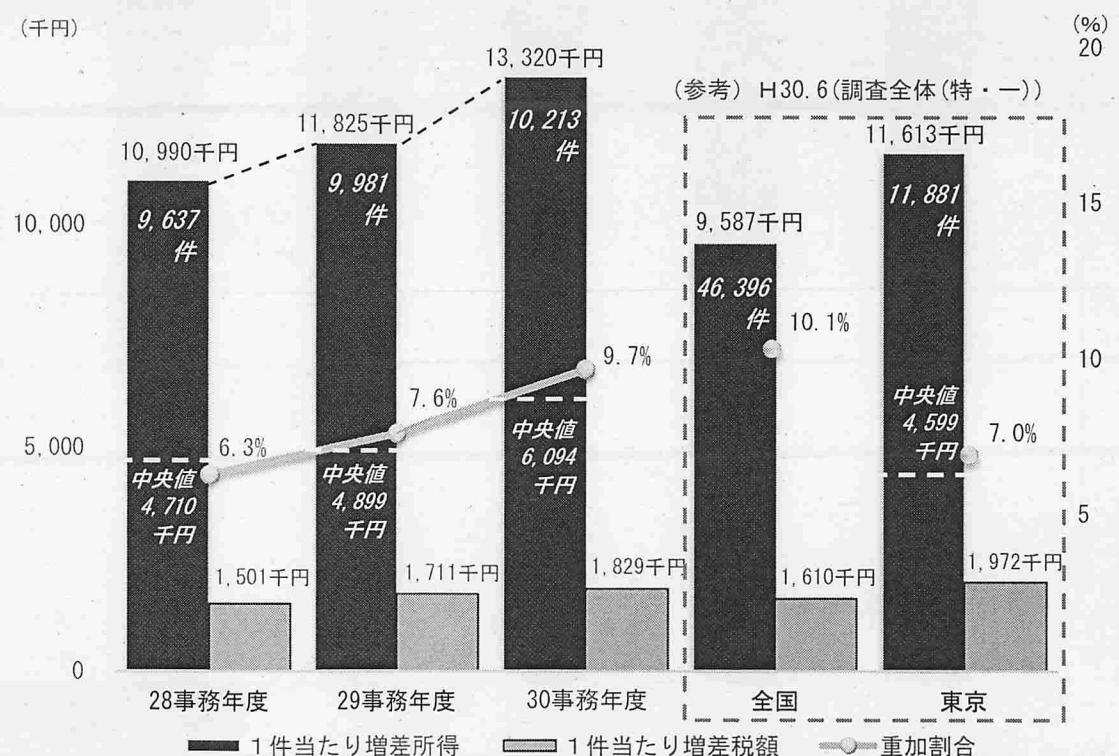
個人課税部門における
調査事務の取組状況

○ 調査全体（特別調査・一般調査）

取組方針

- 確定申告事務等の内部事務の効率化等により、人事異動期前後や確定申告期前後の調査事務量を最大限確保。
- 局から毎月提供する調査事績等を踏まえ、事案進行検討会の開催、審理担当の早期参画などを徹底し、確実に重加算税を賦課。

分析・評価



[増差所得・増差税額]

- 1件当たりの増差所得（13,320千円）及び1件当たりの増差税額（1,829千円）は、ともに直近2年に比べ良好。また、増差所得の「中央値」（6,094千円）も、直近2年に比べ良好であり、調査事績全体の底上げが図られている。
- 今後の見込みの指標として、3月末現在の概況連絡せん等の提出件数（503件）は、昨年同時期（410件）に比べ良好
- 都県別に見ると、1件当たりの増差所得・税額に偏りが見られる（東京・神奈川は高額、千葉・山梨は低額）。

[重加賦課割合]

- 重加賦課割合（9.7%）は、直近2年に比べ良好であり、全国平均（H30.6末：10.1%）に近付いている。
- 今後の見込みの指標として、H31.3末現在の重加賦課見込件数（1,249件）は、前年同時期（1,024件）に比べて良好
- 良好な主要因は、

- ① 今期、
環境が整備されたこと
- ② 会議や署巡回により、
が図られたこと

※ グラフは各年3月末現在

今後の方向性

[管理・選定及び調査マネジメントの強化]

- 的確な管理・選定事務を実施するため、2統括が担当者（事案管理補助者）を指名し、2統括以外の者（他統括官、上席等）も管理・選定事務に従事。【新規】
- スキルアップリーダー・局実専官の署巡回による選定事務のフォローアップ。【新規】
- 局提供の「マネジメントブック（調査担当統括官）」（H31.4新規作成）に基づき、統括官等の調査マネジメントを支援。【新規】

[客観的なエビデンスに基づく事務運営の推進]

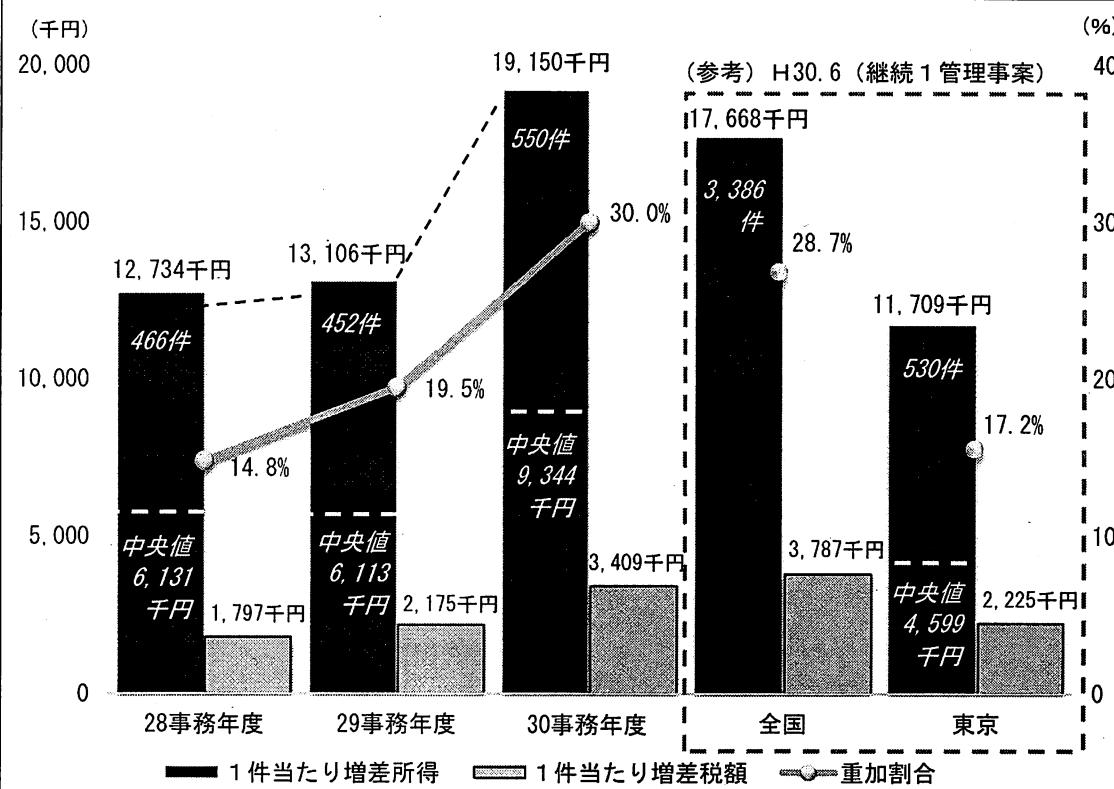
- 署別の地域性や過去の調査事績等を多角的に検証・分析し、更なる調査の重点化
- を検討。【新規】

○ 繼続1管理事案（特別調査・一般調査）

取組方針

- 管理事案について、適切な洗い替えを実施し、管理すべき事案を確実に抽出。
- 管理対象とした事案については、継続的な資料情報の収集・蓄積を実施するなど納税者管理を強化し、調査優先度の高い事案を選定。

分析・評価



【増差所得・増差税額】

- 1件当たりの増差所得（19,150千円）及び増差税額（3,409千円）は、ともに直近2年に比べ良好。また、増差所得の「中央値」も、直近2年に比べ高額。（9,344千円）となっており、調査事績全体の底上げが図られている。

➢ 良好的な主要因は、今期、[REDACTED]おり、増差所得を押し上げているものと評価。

(参考1) [REDACTED]

(参考2) [REDACTED]

	処理済件数		1件当たり 増差所得 千円
	3月分	件	
H30.3	89	6	28,505
H31.3	130	7	35,576

	処理済件数		1件当たり 増差所得 千円
	3月分	件	
H30.3	363	19	9,331
H31.3	420	26	13,975

【重加賦課割合】

- 重加賦課割合（30.0%）は、直近2年に比べ良好。

➢ 良好的な主要因は、今期、[REDACTED]

今後の方向性

(参考) のとおり

※ 事務年度当初から、署長会議をはじめとする各種会議や署巡回時に、[REDACTED]

ことも良好な要因のひとつと思料。

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

○ 「継続 1 管理事案」に対する今後の取組方針

問題意識

管理・選定

管理・選定に係る

担当統括官の

調査マネジメント

- ・ 事案の洗い替えが

・

・

- ・ 悪質な納税者に対する

・

対応策

継続 1 管理事案に係る運営方針等を規定した指示文書を新たに発遣（H31.2）

- 署別に、管理件数の目安を新たに提示
- 管理担当者（事案管理を補助する者）を新たに指名
- 4月～6月の一定期間で集中的に管理・選定事務を実施
（⇒ 例えば5日間程度、2部門全員で管理・選定事務を行うなど）

- 特官が継続 1 管理事案の調査に従事（年数件程度）
- 署での着手が困難な事案は、「要支援事案」として管理し、機動官等による調査支援を検討
- 4月から6月までにおける事案選定時に、年間着手予定時期を設定するなど、的確な進行管理を促進

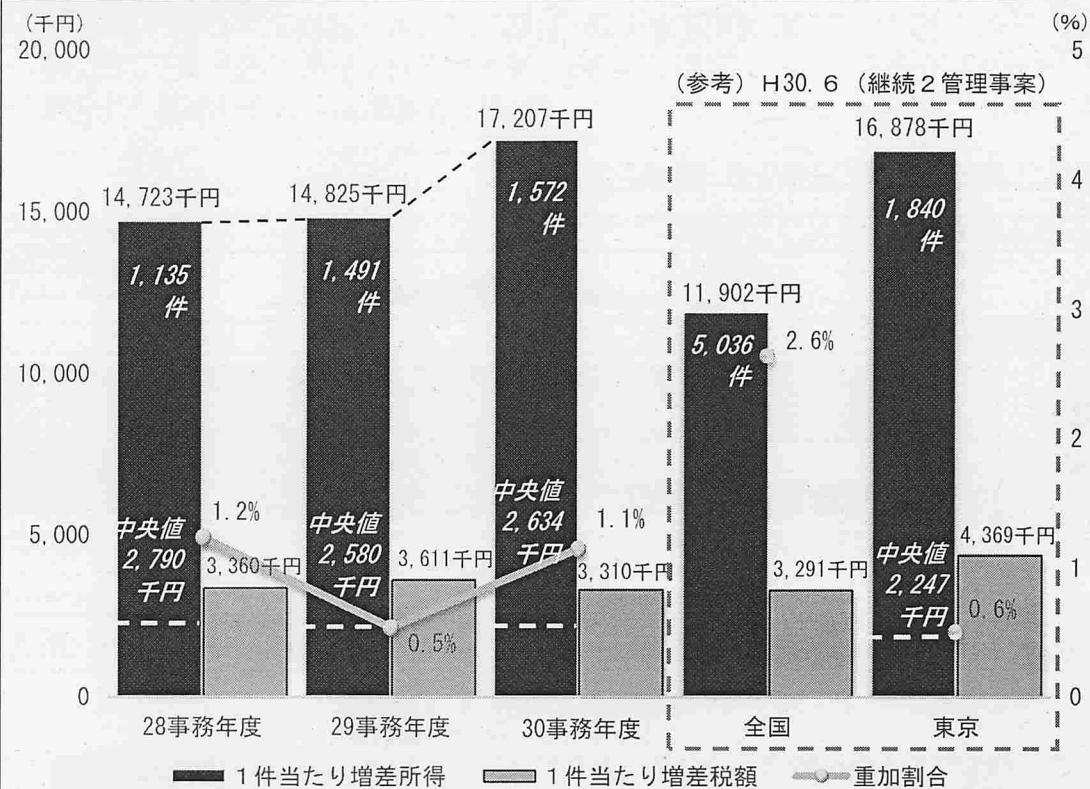
- 局から示した管理件数の目安等に基づき適切な洗い替えを実施し、管理すべき事案を確實に抽出
- 管理対象とした事案については、継続的な資料情報の収集・蓄積を実施するなど、納税者管理を強化し、適時適切に調査を実施
- 署の規模や継続 1 管理事案の状況などを踏まえ、特別調査部門（広域対象署を含む。）及び特別調査事案担当者設置署を見直し

○ 繼続2管理事案（特別調査・一般調査）

取組方針

- ・ 局が示した目安に基づき調査件数を計画するとともに、的確に進行管理を実施。
- ・ 納税者の質的区分に応じて、効果的・効率的に接触を図る。

分析・評価



〔増差所得・増差税額〕

- 1件当たりの増差所得 (17,207千円) は、直近2年に比べ良好。
 - 1件当たりの増差所得が良好な主要因は、1億円超の大型事案の増加 (35件→48件) により増差所得を押し上げているものと思料
 - [調査事績] の増差が高額

〔重加賦課割合〕

- 重加賦課割合 (1.1%) は、直近2年に比べて微増 (横ばい)。
 - 賦課割合を改善するため、[]

※ グラフは各年3月末現在

今後の方向性

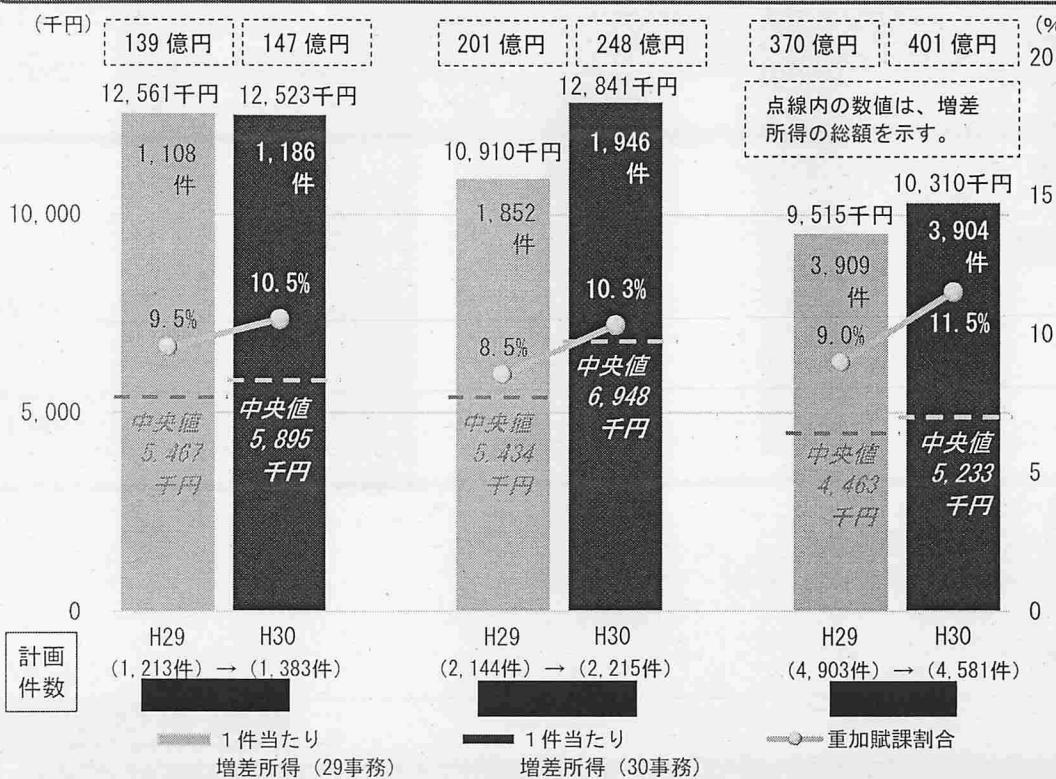
〔的確な調査及び管理・選定〕

- 局が示した目安に基づき調査件数を計画するとともに、的確に進行管理を実施。【継続】
- 管理事務については、継続的に [] による濃淡を付けた管理を行い、効果的・効率的に接触を図る。【継続】
- 新たなCRS情報を含む各種資料情報を効果的に活用し、調査選定事務を的確に実施。【拡充】

○ 署の特性及び調査の効果面に重きを置いた人員配置

▶ 具体的な取組内容

- ・ []に対し、資源の再配分を行い、調査パフォーマンスの向上を図る。
⇒ []
- ・ 増員署の調査人員（換算人員）が不足している署があったことから、署機動官による調査支援（調査支援件数：85件）を実施（H30.10～）。



分析・評価

[年間計画件数]

- 増員署における年間計画件数（3,598件）は、前年（3,357件）に比べ241件増加。

[処理件数・増差所得]

- 増員署における調査処理件数（3,132件）は、前年（2,960件）に比べ172件増加。
- 増員署における増差所得の総額（395億円）は、前年（340億円）に比べ55億円増加。

➢ 増員署について、機動官による調査支援（再配分）を実施（10月以降、延べ33名85件）した結果、3月末で68件処理。

機動官による調査支援の状況は、1件当たり増差所得16,066千円、重加賦課割合19.1%と調査事績は良好

※ グラフは各年3月末現在

今後の方向性

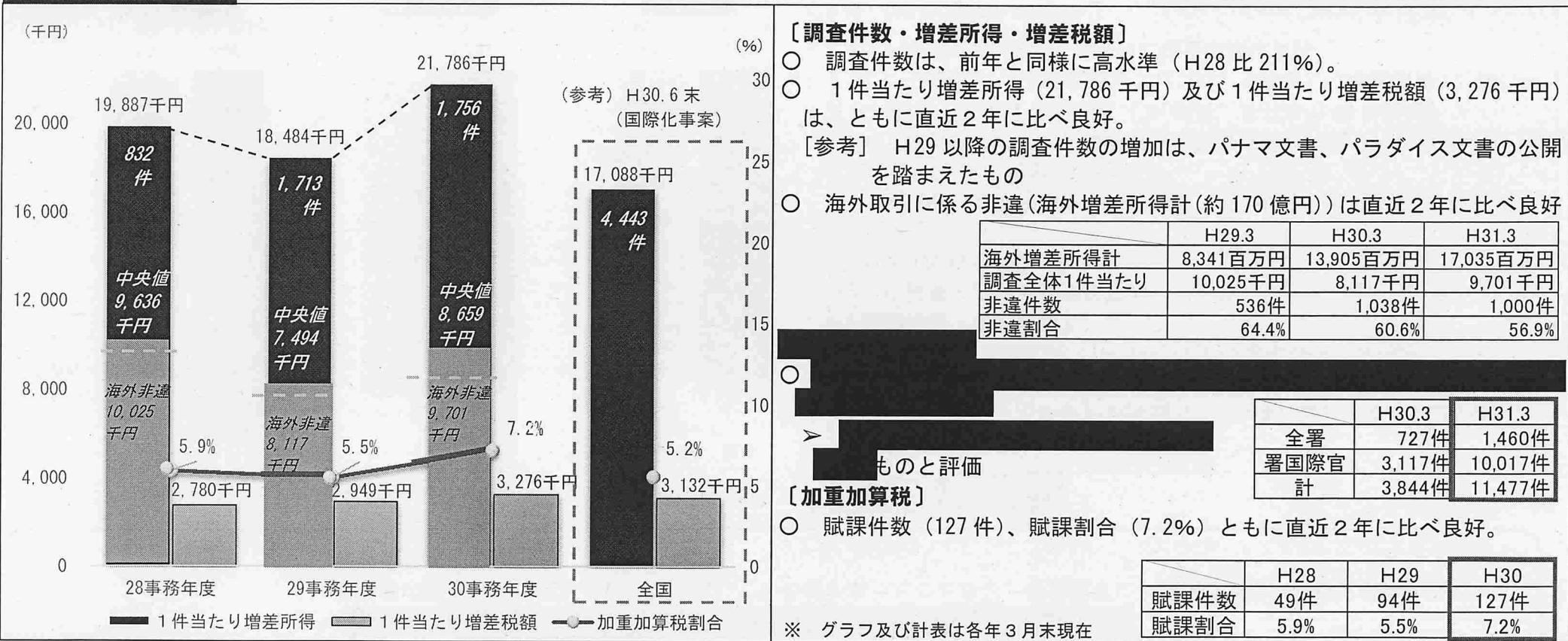
- 増員署・減員署については、来事務年度、引き続き効果検証を実施。【継続】
- 増員署について、署機動官（48署48名）の内8名を通年で「調査支援担当者」として運用。【新規】
- [] 【新規】

○ 國際化事案（特別・一般）

取組方針

- 前事務年度に引き続き、調査必要度の高い国際課税事案について、積極的に選定・調査を実施。
- ██████████
- ██████████

分析・評価



今後の方向性

【資料情報の有効活用】

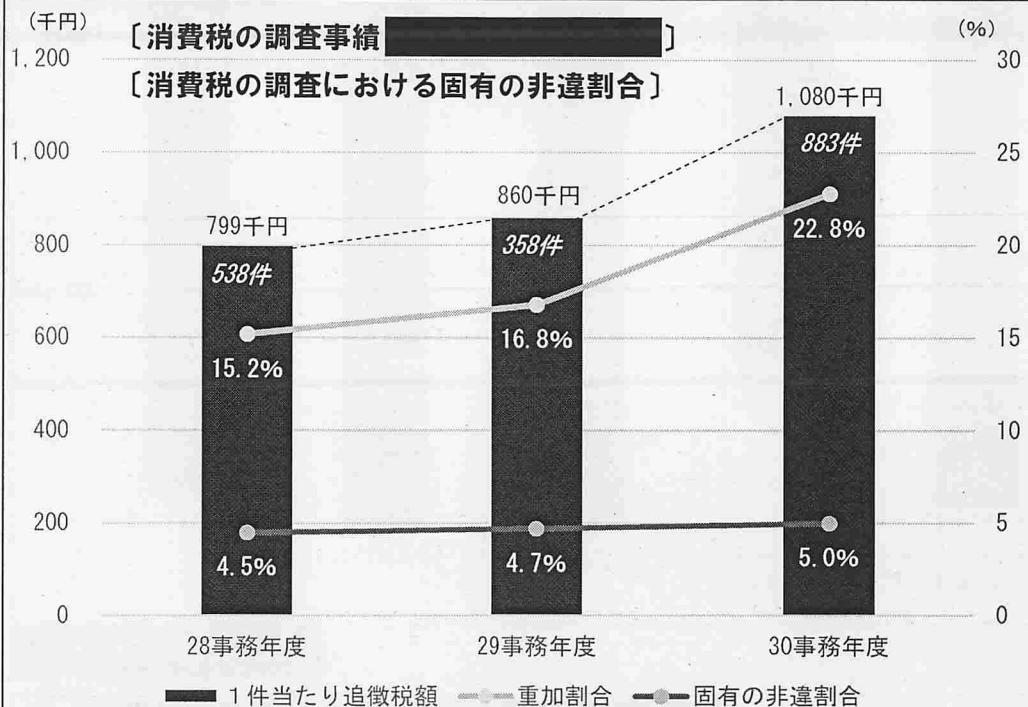
- ██████████
- ██████████

○ 消費税の適正課税の確保

取組方針

- ⇒ 今期、[]を積極的に実施。
- 消費税固有の非違に着目した選定・調査の実施。

分析・評価



[]に対する調査]

- []の処理件数 (883 件) は、前年 (358 件) に比べ大幅に増加 (247%)。
- 1 件当たりの追徴税額 (1,080 千円) も、直近 2 年に比べ良好。
- 重加賦課割合 (22.8%) も、直近 2 年に比べ良好。
- 所得税の調査事績 (特に重加賦課割合) も良好 (下表)。

[]と評価

	処理済 件数	消費税		所得税	
		1件当たり 追徴税額 千円	%	1件当たり 増差所得 千円	%
H29.3	538	799	15.2	5,193	17.5
H30.3	358	860	16.8	6,601	17.9
H31.3	883	1,080	22.8	8,887	24.8

[固有の非違に基づく選定]

- 実地調査における消費税固有の非違（無申告者を除く）割合 (5.0%) は、直近 2 年に比べ上昇。

※ グラフ及び計表は各年 3 月末現在

今後の方向性

[]に対する調査]

- []

[軽減税率導入に伴う調査事務運営]

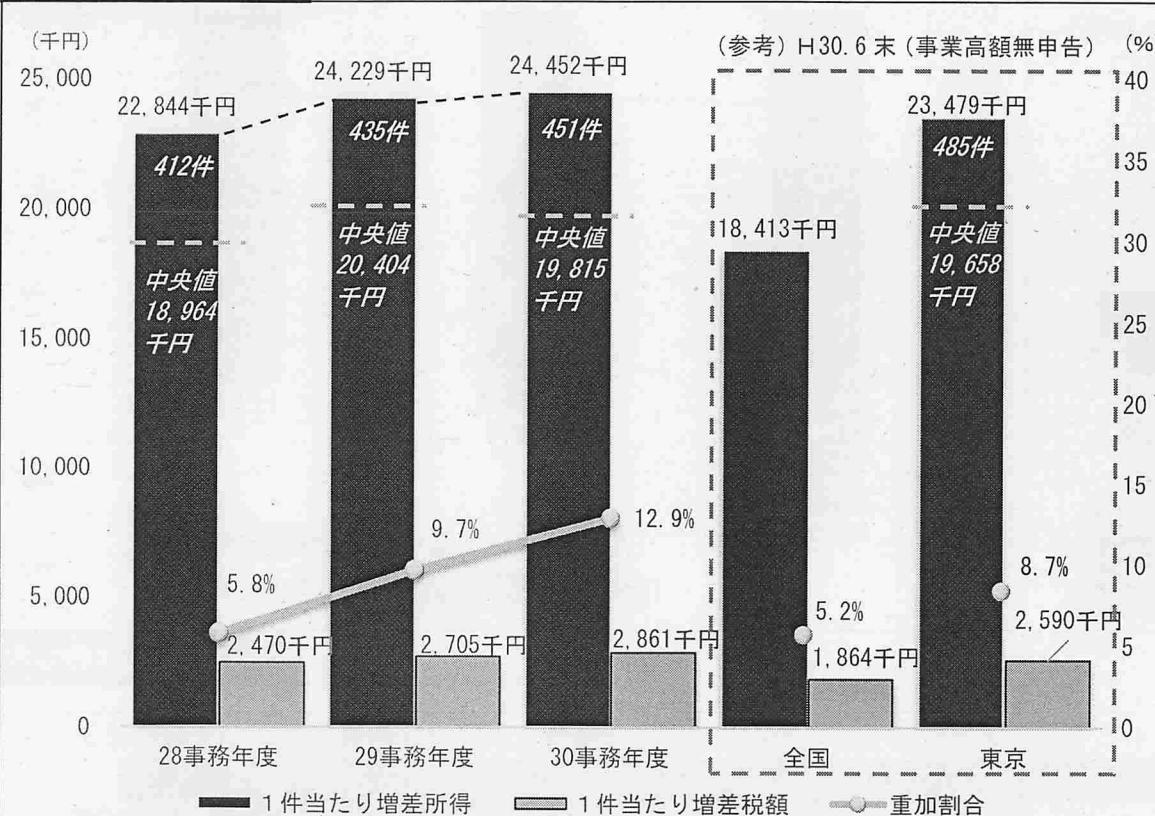
- 消費税軽減税率制度導入後の調査事務運営について、庁からの指示等を踏まえ検討。【新規】

○ 事業所得者等を中心とした高額無申告事案

取組方針

を実施。

分析・評価



〔調査件数・増差所得・増差税額〕

- 調査件数(451件)は、増加傾向。
- 1件当たり増差所得(24,452千円)及び1件当たり増差税額(2,861千円)は、全国に比べ高水準。
 - 中央値も高額であり、全体として、高額な無申告事案の選定・調査が実施出来ているものと評価

〔重加賦課割合〕

- 重加賦課割合(12.9%)は、直近2年に比べ良好。
 - 一般的に [REDACTED] が、[REDACTED] 着実に増加
 - 全体(13.2%)に比べて高水準であり、[REDACTED] もとのと評価

(参考)

	件数	作成割合	重加割合
調査全体	1,345件	13.2%	9.7%
事業高額無申告	76件	16.9%	12.9%

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

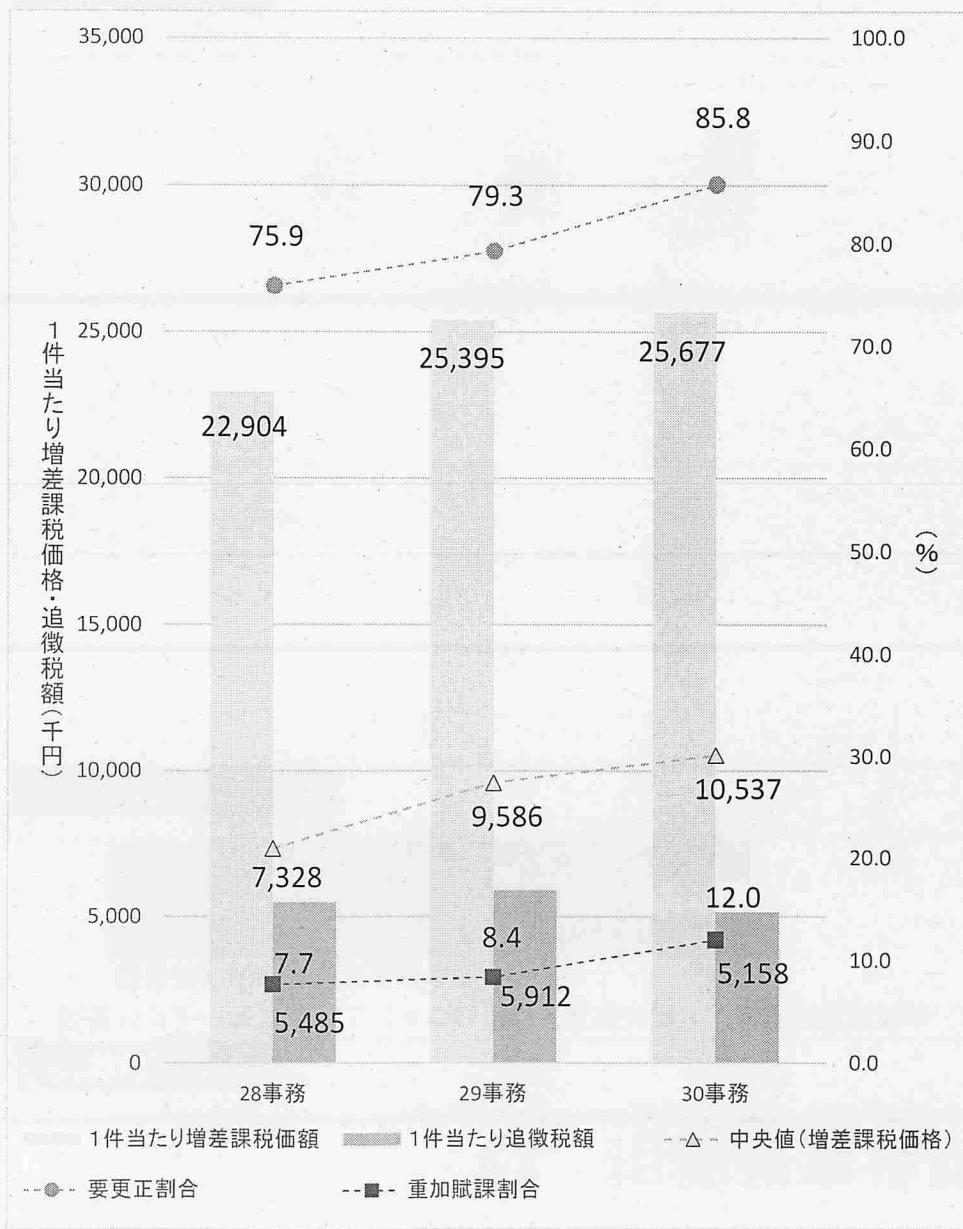
今後の方向性

[REDACTED]

○ [REDACTED]

資産課税部門における
調査事務の取組状況

○ 相続税実地調査事績《署計》



1 前年対比

項目 事務年度	計画件数 (件)	着手件数 (件)	着手割合 (%)	完了件数 (件)	完了割合 (%)	要更正割合 (%)	1件当たり増差課税価額 (千円)	1件当たり追徴税額 (千円)	重加賦課割合 (%)
28事務	3,130	2,913	93.1	2,713	86.7	75.9	22,904	5,485	7.7
29事務	3,307	3,061	92.6	2,806	84.9	79.3	25,395	5,912	8.4
30事務	3,406	3,142	92.2	2,913	85.5	85.8	25,677	5,158	12.0
前年対比	99	81	▲0.3	107	0.7	6.5	281	▲755	3.6

2 全国対比

項目 局	計画件数 (件)	着手件数 (件)	着手割合 (%)	完了件数 (件)	完了割合 (%)	要更正割合 (%)	1件当たり増差課税価額 (千円)	1件当たり追徴税額 (千円)	重加賦課割合 (%)
東京局	3,406	3,142	92.2	2,913	85.5	85.8	25,677	5,158	12.0
全国						86.8	28,268	5,257	15.7
全国対比						▲1.0	▲2,592	▲99	▲3.7

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

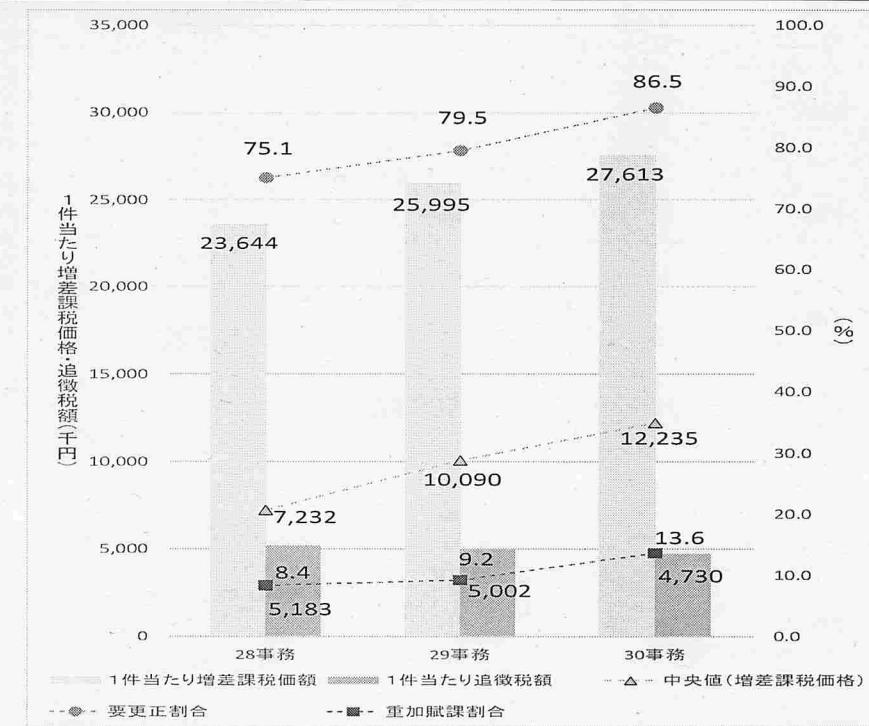
○ 相続税実地調査事績〈統括官〉

取組方針

調査パフォーマンス向上（4つの指標①要更正割合、②重加賦課割合、③1件当たり増差課税価格、④追徴税額の向上）のため、次の取組を実施。

- 調査通知前の準備調査の念査の徹底
- 調査対象の選択基準の明確化
- 調査手順の標準化
- 調査員の能力強化

分析・評価



要更正割合（86.5%：前年79.5%）、1件当たり増差課税価格（27,613千円：前年：25,995千円）、重加賦課割合（13.6%：前年9.2%）は前年より良好だが、1件当たり追徴税額（4,730千円：前年5,002千円）は前年を下回った。

▶ 「取組方針」に記載の4つの項目を徹底した効果と思料。

項目	計画件数	着手件数	着手割合	完了件数	完了割合	要更正割合	1件当たり増差課税価額(千円)	1件当たり追徴税額(千円)	重加賦課割合(%)
事務年度	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)	(%)			
28事務	2,193	2,170	99.0	2,095	95.5	75.1	23,644	5,183	8.4
29事務	2,097	2,090	99.7	2,013	96.0	79.5	25,995	5,002	9.2
30事務	2,254	2,214	98.2	2,135	94.7	86.5	27,613	4,730	13.6
前年対比	157	124	▲1.4	122	▲1.3	7.0	1,618	▲272	4.4

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

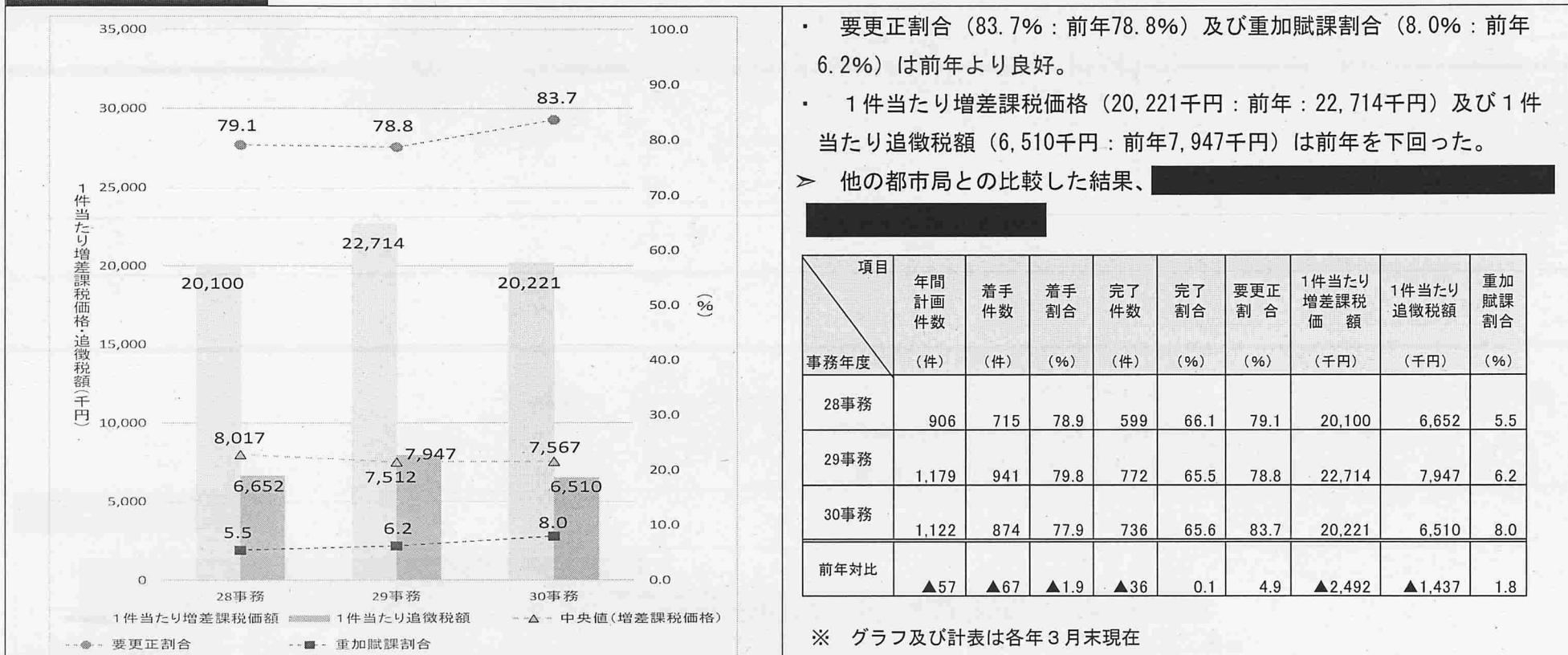
- 本事務年度の取組について継続して実施するとともに、
【拡充】
調査を実施。
- また、事案差し替え時に安易に低階級事案を選択することで1件当たりの追徴税額は低下することから、署の調査事案の差し替え等も把握するなど局のグリップを強化。【新規】

○ 相続税実地調査事績〈特官〉

取組方針

- 高階級事案について、積極的に調査を行うとともに、調査パフォーマンスの向上（4つの指標①要更正割合、②重加賦課割合、③1件当たり増差課税価格、④1件当たり追徴税額の向上）を図る。

分析・評価



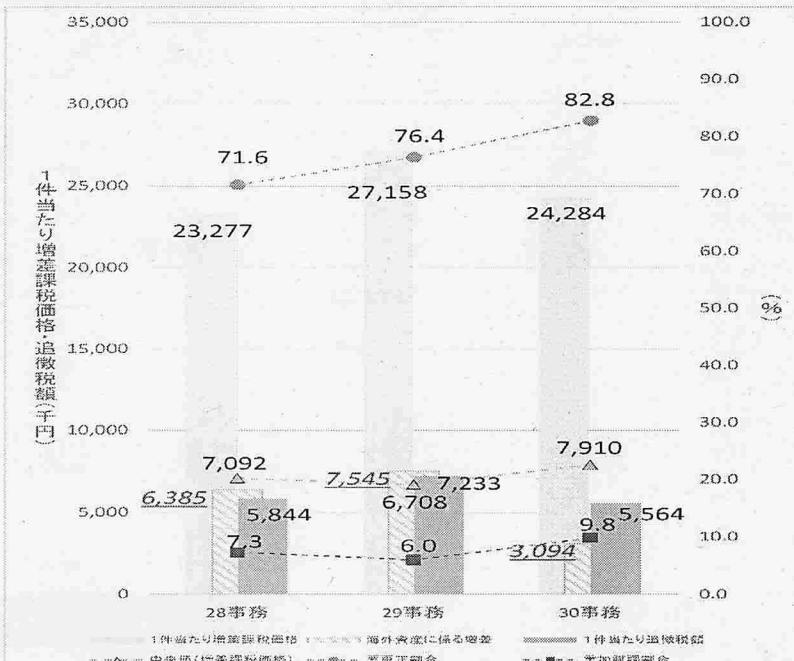
今後の方向性

- 引き続き、筆頭特官のマネジメントの下、
を積極的に調査。【継続】
- 1件当たり増差課税価格・追徴税額向上の観点から、
【新規】

○ 国際化への取組 《海外資産関連事案（相続税）の調査事績》

取組方針

海外資産関連事業への積極的な取組及び調査パフォーマンス(特に要更正割合、重加賦課割合)向上のため、次の取組を実施。



- 完了件数（408 件：前年 348 件）、要更正割合（82.8%：前年 76.4%）及び重加賦課割合（9.8%：前年 6.0%）は前年より良好。
 - しかしながら、過去 2 年と比較し、1 件当たりの海外資産に係る増差課税価格（3,094 千円：前年 7,545 千円）が大幅に低下。

項目	計画 件数	完了 件数	完了 割合	要更正 割合	1件当たり 増差課税 価 格	1件当たり 追徴税額	重加 賦課 割合	要更正のうち 海外資産に係るもの		
								要更正 件数	1件当たり 増差課税 価 格	重加 賦課 件数
事務年度	(件)	(件)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(件)	(千円)	(件)
28事務	232	328	141.4	71.6	23,277	5,844	7.3	42	6,385	2
29事務	385	348	90.4	76.4	27,158	7,233	6.0	54	7,545	2
30事務	420	408	97.1	82.8	24,284	5,564	9.8	33	3,094	5
前年対比	35	60	6.7	6.4	▲2,874	▲1,669	3.8	▲21	▲4,451	3

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- ・国際官に対し、海外非違に着目した事案選定の徹底及び追加支援要請を見込んだ柔軟な事務計画を指示。【新規】
 - ・事務運営指針に調査着手後でも新たに国際支援要請が可能である旨、規定を追加。【新規】

【新規】

- ・署職員に対する各種研修に海外資産関連事案の調査に関する項目を追加し、意識の醸成を図る。【新規】

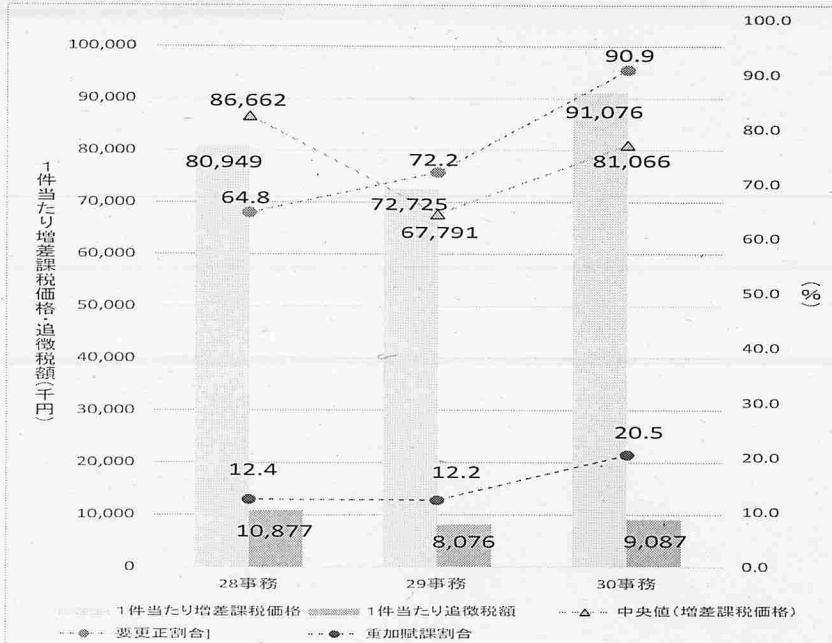
○ 無申告への取組 《相続税無申告事案の調査事績》

取組方針

無申告事案の調査パフォーマンス向上のため、次の取組を実施。

- 照会文書の送付、回答確認を徹底
 - 統括官等による準備調査内容の念査を徹底

分析・評価



- ・ 要更正割合（90.9%：前年72.2%）、1件当たり増差課税価格（91,076千円：前年：72,725千円）、1件当たり追徴税額（9,087千円：前年8,076千円）、重加賦課割合（20.5%：前年12.2%）いずれも前年より良好。
 - ・ 本事務年度上期に調査し非課税処理となった事案（25件）を分析したところ、

事案が多数。なお、分析結果を署に還元。

項目	完了件数	完了割合	要更正割合	1件当たり 増差課税価格	1件当たり 追徴税額	重加賦課割合
事務年度	(件)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
28事務	193	76.6	64.8	80,949	10,877	12.4
29事務	245	73.1	72.2	72,725	8,076	12.2
30事務	264	83.3	90.9	91,076	9,087	20.5
前年対比	19	10.1	18.7	18,351	1,011	8.3

※ グラフ及び計表は各年3月末現在

今後の方向性

- ・本事務年度の取組を継続するとともに、要更正割合の一層の向上のため、

【継続】

- 【新規】

【新規】

【新規】

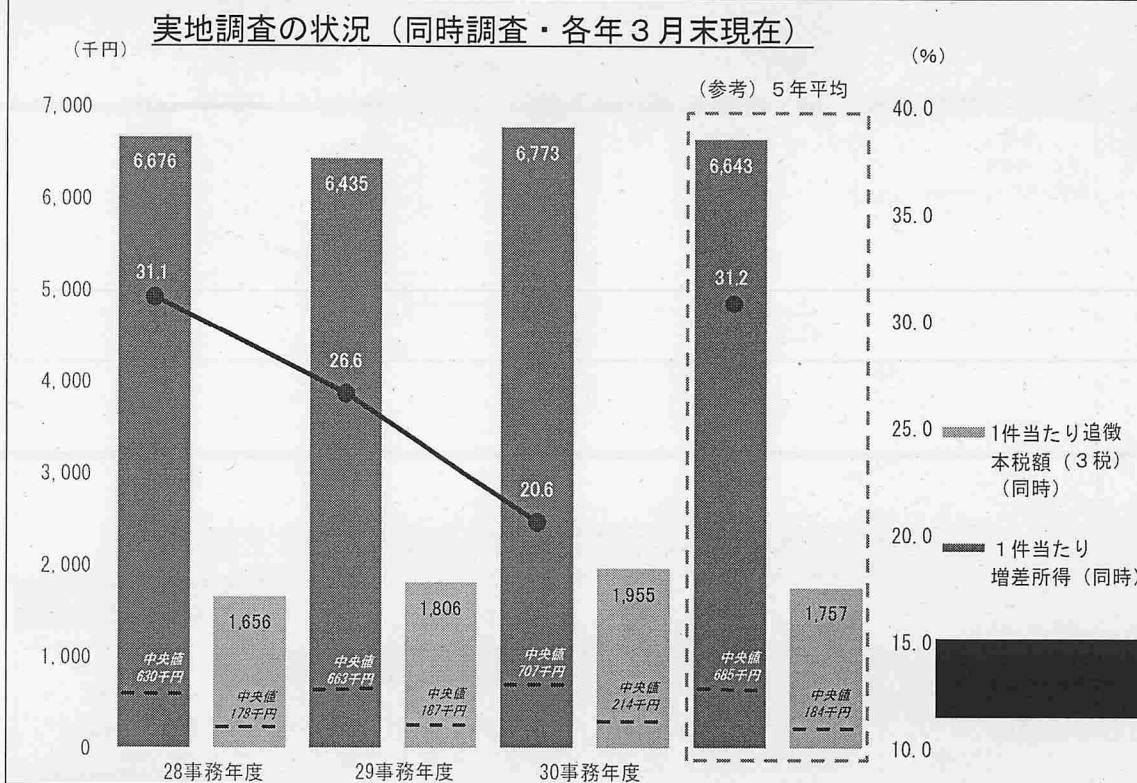
法人課税部門における
調査事務の取組状況

平成 30 事務年度の調査事務等の取組状況

取組方針

- 的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の調査を基本としつつ、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、調査必要度が高い法人の的確な選定、事案に応じた適切な調査体制の編成、進行管理の徹底によって、効果的・効率的な調査事務運営に努める。

分析・評価



事務年度	項目	調査										分析			
		計画		処理		処理		1件		法		人		税	
		件数	件数	割合	割合	件数	割合	件数	割合	見	差所	不正所	得金額	不正件数	回収額
事務年度	同時調査	(1) 件	(2) 件	(3) %	(4) %	(5)	(6) %	(7)	千円	(8) 千円	(9) 千円	(10)	(11) %	(12)	(13)
		18,769	12,506	66.6	9.3	76.9	23.2	8,675	14,264	1,656	31.1				
	重点項目調査	2,11,167	6,859	61.4	4.5	64.4	14.3	1,365	2,510	376	50.6				
		3,29,936	19,365	64.7	7.6	72.5	20.1	4,800	11,314	1,204	38.0				
	同時調査	4,18,687	12,645	67.7	9.3	79.2	26.4	6,435	13,832	1,806	26.8				
		5,11,071	6,696	60.5	4.6	66.2	15.0	1,093	2,191	421	46.6				
	重点項目調査	6,29,758	19,341	65.0	7.7	74.7	22.5	4,591	11,157	1,328	33.4				
		7,20,542	14,365	69.9	9.0	79.2	25.1	6,773	13,445	1,955	20.6				
	同時調査	8,8,299	5,768	69.5	4.7	64.4	14.5	1,325	2,976	465	42.6				
		9,28,841	20,133	69.8	7.7	74.9	22.1	5,215	11,472	1,529	26.0				
	重点項目調査	10,109.9	113.6	+ 2.2	0.3	0.0	1.3	105.3	97.2	108.3	6.0				
		11,75.0	86.1	+ 9.0	+ 0.1	1.8	0.5	121.2	135.8	110.5	3.9				
	合計	12,96.9	104.1	+ 4.8	0.0	+ 0.2	0.4	113.6	102.8	115.1	6.5				
前年対比	同時調査	13,18,036	11,562	64.1	9.8	77.1	23.0	6,643	13,705	1,757	31.2				
	重点項目調査	14,10,140	6,004	59.2	4.7	64.0	13.8	1,388	2,898	377	50.3				
	合計	15,28,176	17,566	62.3	8.0	72.6	19.9	4,852	11,154	1,287	37.7				
	同時調査	16,13.9	12.42	% + 5.8	0.8	ポイント + 2.1	ポイント + 2.1	102.0	98.1	111.3	10.6				
	重点項目調査	17,81.8	96.1	+ 10.3	0.0	+ 0.4	+ 0.7	95.5	102.7	123.3	7.7				
5年平均	合計	18,102.4	114.6	+ 7.5	0.3	+ 2.3	+ 2.2	107.5	102.9	118.8	10.8				

同時調査における調査事績は、調査計画件数が増加（前年対比 109.9%）する中、

「件当たり増差所得」や「1件当たり追徴本税額(3税)」が前年及び5年平均を上回っており、

今後の方針性

○ 重点管理対象法人の的確な管理・調査

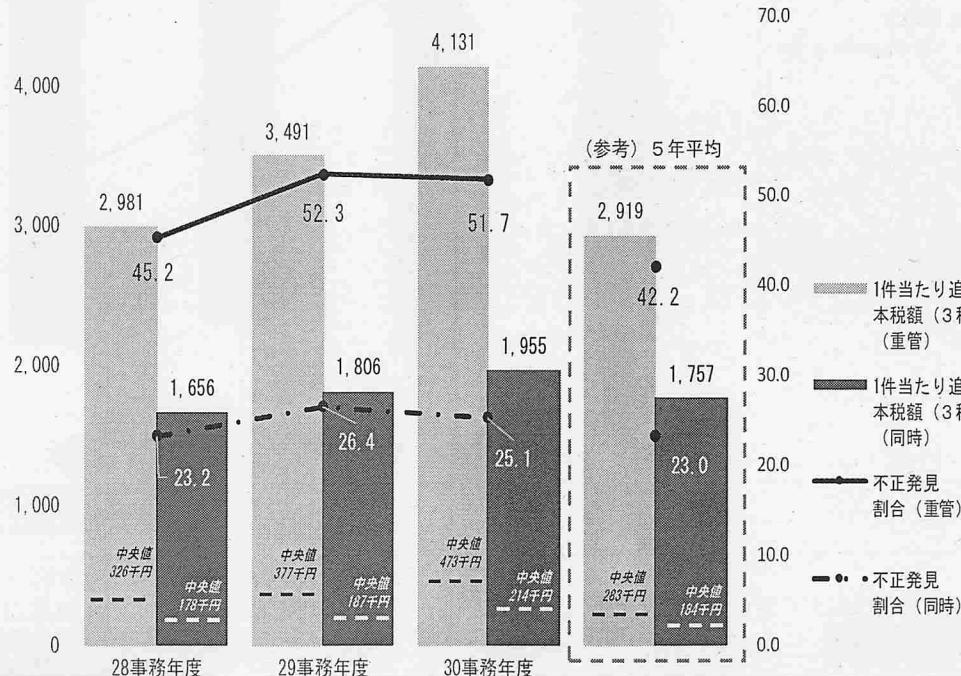
取組方針

- 重点管理対象法人は、
大口・悪質な不正計算が想定される法人など特に調査必要度が高い法人については、署の地域性や管内事情を踏まえ、調査選定、申告審理、個別管理資料等の検討などあらゆる機会を通じて「重点管理対象法人」に指定し、継続的な管理を行う。
- 実地調査に当たっては、優先的に事務量を確保し、
このため、
深度ある調査を実施する。
計画的・継続的な資料情報の収集・蓄積に努める。

分析・評価

実地調査の状況（重点管理対象法人合計・各年3月末現在）

(千円)



1 重点管理対象法人の的確な管理

管理法人数は21,807件と年々減少しており、重点管理対象法人の純化が図られている。

2 重点管理対象法人の的確な調査

項目	管 理 手 続	着 手 处 理	分 析											
			着 手	不 正	消 費	法 人	税	第 1 件	不 正 1 件	非 適				
事務年度	法 人 数	件 数	件 数	割 合	割 合	更 正	不 正	見 修	法 人	不 正 1 件	非 適			
28	重点管理	1 26,164	5,259	3,571	100.5	68.2	66.4	31.6	83.4	45.2	12,134	20,519	43.6	2,981
	同 時	2	16,868	12,506			60.5	17.9	76.9	23.2	6,676	14,264	35.3	1,656
29	重点管理	3 24,579	4,851	3,368	98.7	68.5	69.8	37.9	86.9	52.3	13,048	20,629	45.7	3,491
	同 時	4	16,926	12,645			62.2	20.5	79.2	26.4	6,435	13,832	37.1	1,806
30	重点管理	5 21,807	4,522	3,108	103.7	71.3	68.8	35.5	87.6	51.7	13,416	21,054	46.4	4,131
	同 時	6	18,972	14,365			61.4	19.5	79.2	25.1	6,773	13,445	35.8	1,955
前 年 対 比 (5-3 又 は 5/3)	7 %	96 %	96 %	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	96 %	96 %	ポイント	96 %	ポイント %
同 時 対 比 (5-6 又 は 5/6)	8 %	96 %	96 %	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	96 %	96 %	ポイント	96 %	ポイント %
5 年 平 均	9 28,162	5,303	3,646	94.2	64.7	65.9	29.9	82.8	42.2	11,392	18,663	41.8	2,919	
5 年 平 均 対 比 (5-9 又 は 5/9)	10 77.4	85.3	85.2	+ 9.5	+ 6.6	+ 2.9	+ 5.6	+ 4.8	+ 9.5	117.8	112.8	+ 4.6	141.5	

調査事績については、法人税不正発見割合が51.7%と5年平均42.2%を上回るとともに、1件当たり追徴本税額（3税）も、前年、5年平均及び同時調査事績を大きく上回るだけでなく、中央値でも増加しており良好な事績。

今後の方向性

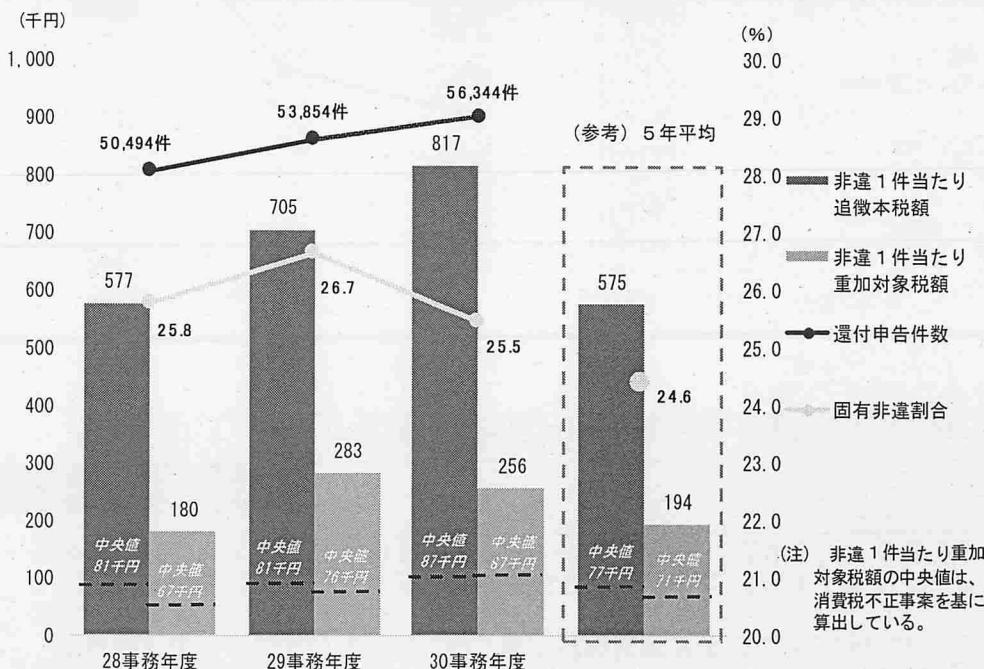
○ 消費税の適正課税の確保

取組方針

- 消費税の不正還付等を未然に防止するため、還付保留した上で、「消費税還付保留解除チェック表」を活用して、還付申告の態様及び還付税額の階層に応じた接触によって確実に還付理由を解明する。
- 消費税調査の充実を図るため、
なお、消費税調査に当たっては、や
るなどして、効果的かつ効率的な調査を実施する。
を活用す

分析・評価

実地調査等の状況（同時重点計・各年3月末現在）



1 消費税還付審査の充実

還付申告件数は年々増加傾向にあるとともに、税率引上げに伴い、還付審査事務量の更なる増加が見込まれる。

2 消費税調査の充実

事務年度	項目調査			調査事績												分析		
	全調査			調査			監査			手当			処理			分消費税		
	件数	件数	件数	日数	日数	日数	割合	割合	割合	割合	割合	割合	不正発見	うち	うち	非違1件当たり追徴本税額	1件あたり追徴本税額	
28	1	29,936	19,365	146,837	86.6	64.7	58.4	25.8	15.4	0.9	577	180	1,204	1,204	1,204	1,204		
29	2	29,758	19,341	148,185	86.4	65.0	60.3	26.7	17.5	1.1	705	283	1,328	1,328	1,328	1,328		
30	3	28,841	20,133	155,991	91.5	69.8	59.1	25.5	17.1	1.1	817	256	1,529	1,529	1,529	1,529		
前年対比(合計対比) (3-2又は3/2)	4	96 96.9	96 104.1	96 105.3	96 + 5.1	96 + 4.8	96 ▲ 1.2	96 ▲ 1.2	96 ▲ 0.4	96 ± 0.0	96 115.9	96 90.5	96 115.1	96 %	96 %	96 %	96 %	
5年平均(合計)	5	/	17,566	141,226	84.2	62.3	58.1	24.6	15.4	0.9	575	194	1,287	1,287	1,287	1,287		
5年平均対比 (3-5又は3/5)	6	%	%	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	142.1	132.0	118.8	%	%	%	%	
	-	-	114.6	110.5	+ 7.3	+ 7.5	+ 1.0	+ 0.9	+ 1.7	+ 0.2								

「非違1件当たり追徴本税額」及び「非違1件当たり重加対象税額」の「額」並びに「中央値」いずれも5年平均を上回っており、
消費税の調査事績全体の底上げが図られている。

しかしながら、「固有非違割合」については、前年より下回っており、職員の知識と意識の向上を図ることが必要。

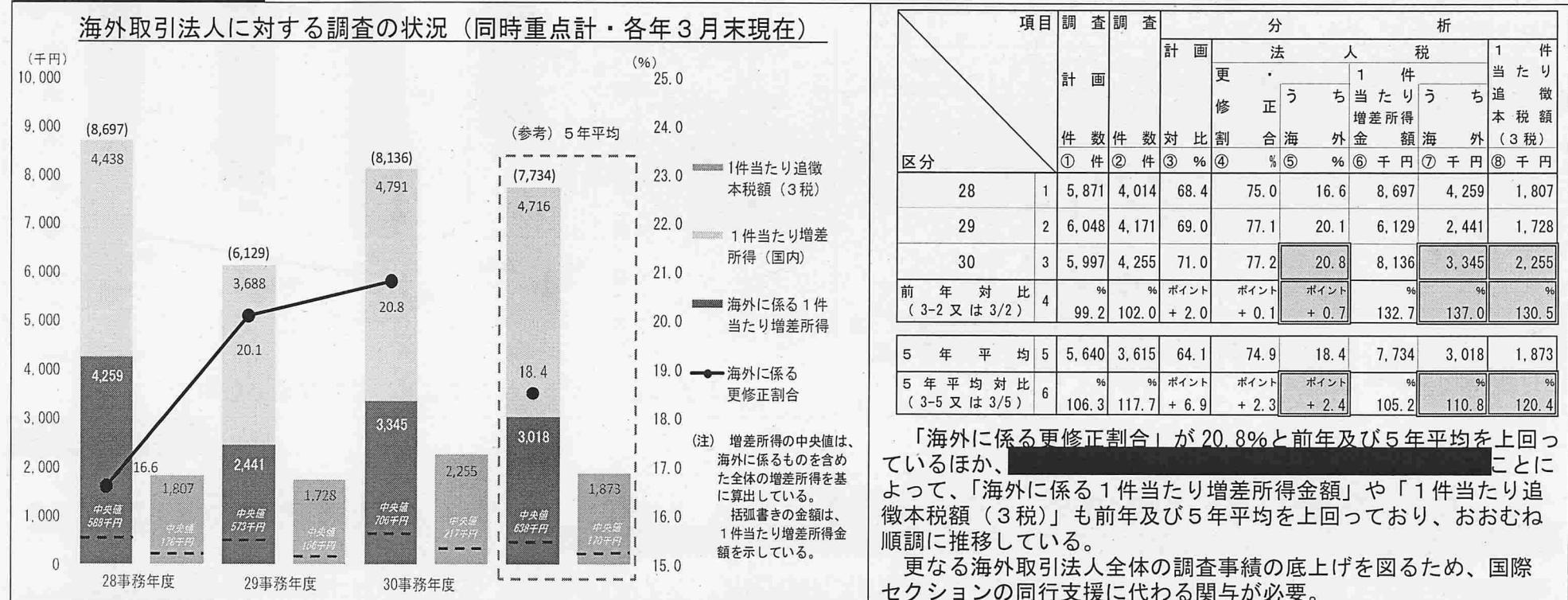
今後の方向性

○ 国際化への対応

取組方針

- 海外取引法人については、申告書、法人事業概況説明書のほか、情報誌、インターネット等の各種資料情報に基づき、実態把握に努めるとともに、把握した海外取引に関する情報については、KS Kシステムへの入力を確実に行う。
 - 海外取引法人の調査に当たっては、国際課税固有非違のほか、海外取引がある重点管理対象法人などの海外不正が想定される事案や非居住者等に対し支払いのある事案等に積極的に取り組む。
- このため、各種資料情報や国際的調査手段を積極的に活用するほか、TP・TH等の国際課税固有非違が想定される専門性の高い事案に対しては、調査支援等によって、国際官等の調査ノウハウを積極的に活用して、深度ある調査を実施する。

分析・評価



今後の方向性

- 調査経験の浅い職員に対する海外取引法人の調査支援及び人材育成のため、来事務年度から3署に国際SAを配置し、海外取引法人に対する調査能力の底上げを図る。【新規】
- 署の一般部門の相談等に対応するため、署国際官に理論支援日数を付与する。【新規】

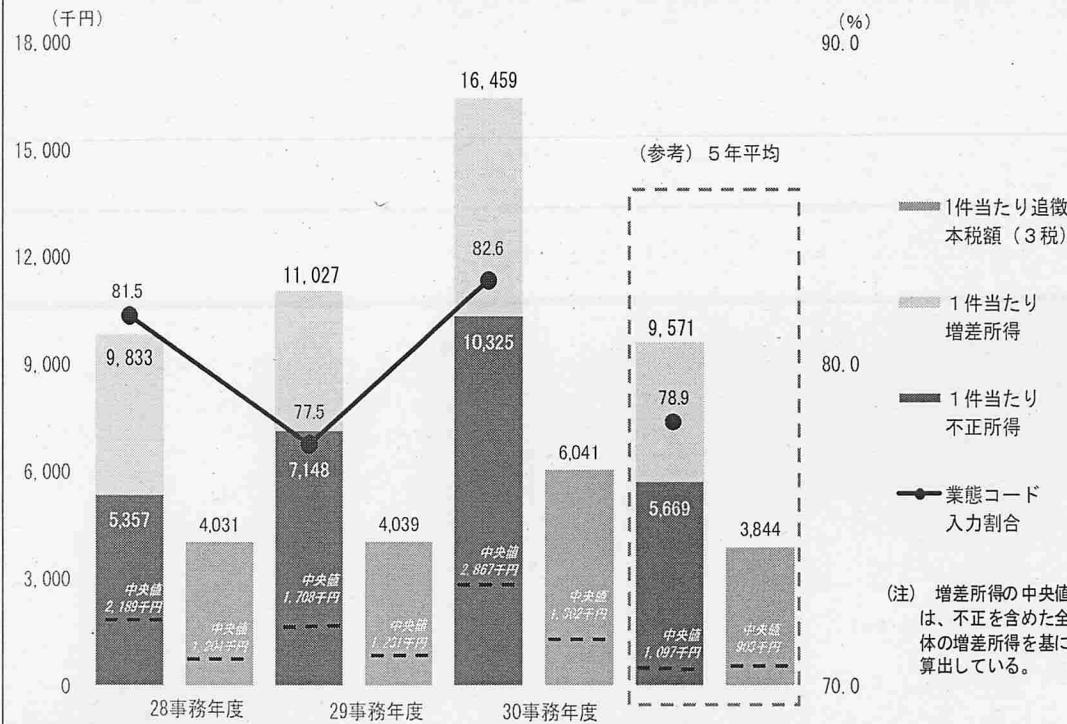
○ 稼働無申告法人への対応

取組方針

- 稼働無申告法人は、申告納税制度の下、申告義務を履行しておらず、国民の公平感を著しく損なうものであることから、適切に事務量を見積もり、計画的な実態把握・調査に取り組む。
- 徴収部門など他部課（部門）との連携及び地方税当局との連絡・協調によって、資料情報を収集・蓄積するなどして、効率的な事業実態の把握に努めるとともに、把握した実態については、KSKシステムの業態コードを確実に入力し、管理の充実を図る。
- 調査に当たっては、法人税のみならず消費税や源泉所得税の観点からも積極的に調査対象に選定し、課税関係が生じる可能性が高いものから優先的に調査を実施するなど、調査必要度が高い法人に対して、計画的かつ重点的に取り組む。

分析・評価

無申告法人の管理・実地調査の状況（同時調査・各年3月末現在）



1 無申告法人の的確な管理

無申告法人の内容を解明

した割合は、82.6%と前年及び5年平均を大きく上回っている。

2 稼働無申告法人に対する調査の充実

項目	調査	着手	処理	分析											
				着手			処理			1件		消費税		法人税	
事務年度	計画	件数	件数	件数	件数	割合	割合	日数	割合	割合	金額	額	割合	件数	追徴本税額
28	1	943	919	479	97.5	50.8	9.2	22.8	28.8	9,833	5,357	39.9	4,031	39.9	4,031
29	2	968	970	490	100.2	50.6	9.9	25.5	31.0	11,027	7,148	37.8	4,039	37.8	4,039
30	3	1,010	1,002	510	99.2	50.5	10.0	30.4	34.5	16,459	10,325	38.2	6,041	38.2	6,041
前年対比 (3-2又は3/2)	4	104.3	103.3	104.1	▲1.0	▲0.1	+0.1	+4.9	+3.5	149.3	144.4	+0.4	149.6	+0.4	149.6
5年平均対比 (3-5又は3/5)	5	1,014	906	465	89.3	45.9	9.7	19.8	23.3	9,571	5,669	39.0	3,844	39.0	3,844
5年平均	6	110.6	109.7	+9.9	+4.6	+0.3	+10.6	+11.2	172.0	182.1	▲0.8	157.2	▲0.8	157.2	

調査事績については、「法人税・消費税不正発見割合」、「1件当たり増差所得・不正所得」及び「1件当たり追徴本税額（3税）」が、前年及び5年平均を大きく上回るだけでなく、中央値でも同様に上回っており良好な事績。稼働無申告法人に対して資料情報を効果的に活用して、充実した調査が行われている。

今後の方向性

平成 30 年 12 月 19 日
局 長 説 明 資 料
法 人 課 稅 課

調査件数のシミュレーション（3年後）について

1 問題意識



2 シミュレーション方法



3 シミュレーション結果（別添「調査件数(3年後シミュレーション)」）





徴収パフォーマンスの向上

滞納整理の基本

臨場により現況確認を行い、滞納者個々の実情を十分把握した上で、処理方針を決定

課題

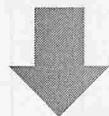
持続的かつ着実な滞納の整理促進

長期滞納の構成割合の増加への対応

徴収事務の特性

所掌事案全体の進捗状況管理（着手しなくていい事案はない）

事案の継続管理（単年度で処理が終わらない）



総体的進行管理

徴収事務の特性を踏まえた総体的進行管理を実施

- ① 滞納事案全件の進捗状況管理 ⇒ 処理プロセス指標による管理
- ② 滞納整理状況等の継続管理 ⇒ PDCAサイクルによる管理

取組方針

1 滞納の未然防止

2 新規発生事案の早期着手・展開

【処理プロセス指標】1ヶ月以内の接触・3ヶ月以内の展開

3 消費税事案の整理促進

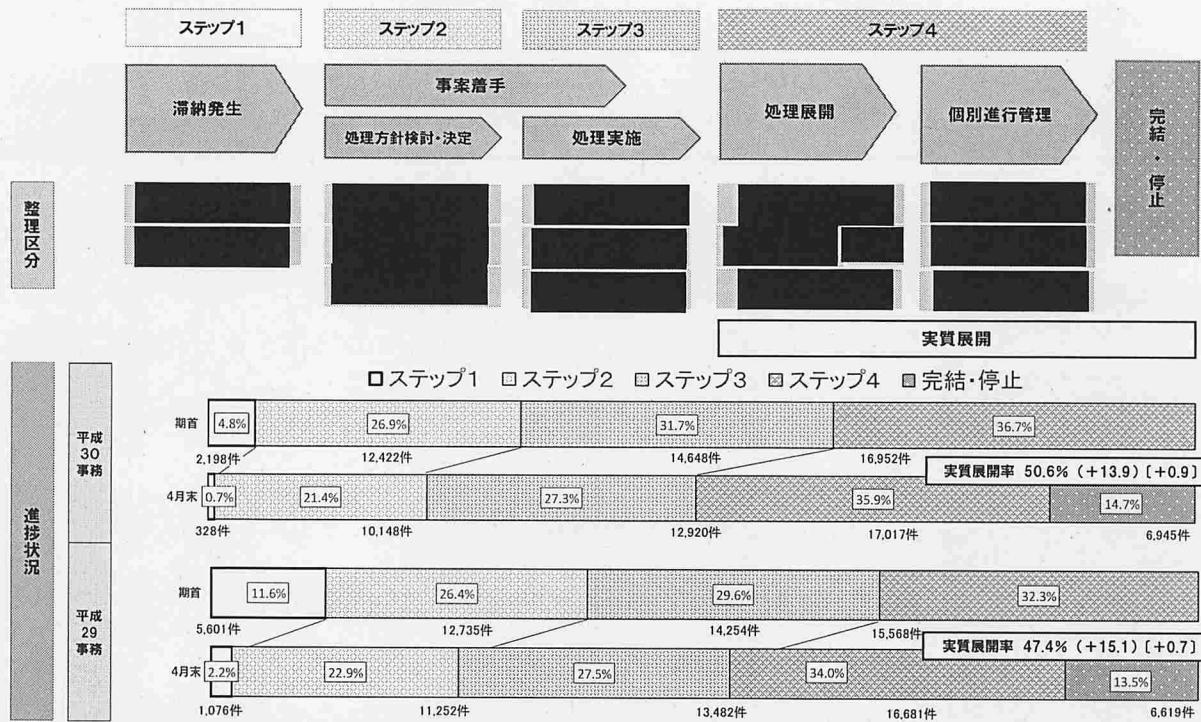
4 長期事案の整理展開

【処理プロセス指標】滞納整理の流れに沿ったステップ管理

5 適正な猶予処理及び確実な履行監視

6 悪質事案及び処理困難事案の整理展開

○ 長期事案の整理展開状況（各事務年度 4月末現在）



(注) 実質展開率の()書は期首とのポイント差、[]書は前月とのポイント差を示す。

(分析・評価)

- ステップ1は期首から4.1ポイント減少し0.7%、実質展開率（ステップ4及び完結・停止等）は期首から13.9ポイント増加し、着実にステップアップ
- 着実な事案展開について前事務年度から継続的に取り組んだ結果、実質展開率は50.6%となり、前年より3.2ポイント増加

○ 長期事案の整理状況（各事務年度 4月末現在）

(単位:人、%、ポイント)

事務年度	整理対象合計	整理済滞納			整理割合	期末残高
		処理	停止	合計		
30	人員 (95.6) 45,842	(96.9) 3,266	(106.2) 2,238	(100.4) 5,504	[+0.8] 12.0	(95.0) 40,338
29	人員 47,945	3,372	2,108	5,480	[+0.8] 11.4	42,465

(注) ()書は前年対比、[]書は前月とのポイント差を示す。

(分析・評価)

- 処理・停止の合計は5,504人、前年対比は100.4%
- 整理割合は前年から0.6ポイント増加と順調に推移し、これまでのステップアップの結果が整理状況に表れているものと評価

○ 長期事案の整理展開の取組方針（令和元事務年度）

長期事案の整理展開に当たっては、処理方針を見極めた上で、一件一件着実に展開を図ることに重点を置いて取り組むとともに、最終処理を見据えた処理プロセスを指標とし、中期的視野に立ち、完結・停止に向け計画的な整理展開を図る

【具体的な取組例】

- ステップ1の事案について、臨場による適任者との接触を基本とした着実な整理展開
- ステップ2又はステップ3の事案について、長期化要因を把握した上で一件一件着実に展開を図り、ステップ4に向け処理方針に沿った早期処理
- ステップ4の事案について、猶予事案の確実な履行監視、充足差押え事案の早期換価及び停止相当事案の計画的処理等による完結・停止に向けた人員整理
なお、停止相当事案については、停止処理見込期間別に所在調査等の進捗状況の管理を的確に実施
- 長期事案の整理展開状況及び準長期事案の件数を見据えた集中整理等の施策の実施

2 税務行政の将来像の実現に向けた取組

「税務行政の将来像」の実現に向けた取組

〔概要〕

- 税務行政を取り巻く経済・社会の環境が大きく変化する中、引き続き、職場環境の整備・改善を図りつつ、適正・公平な課税・徴収を実現するには、更なる内部事務の効率化によって、職員の事務負担を軽減するとともに、外部（調査・徴収）事務量を適切に確保し、的確な調査・徴収を実施することを通じて、国税庁全体の組織の力を維持・向上させる必要がある。
- そのため、「税務行政の将来像」の実現に向けた三位一体の取組として、「内部事務のセンター化の試行等」、「データ活用・国税情報システムの高度化」及び「添付書類も含めたe-Taxの普及に向けた取組」を国税庁全体で実施する。

「税務行政の将来像」（平成29年6月国税庁公表）の実現に向けて



中長期的課題への取組等（三位一体の取組）

内部事務のセンター化の試行等

- 内部事務処理センター
- 課税部コールセンター

データ活用・国税情報システムの高度化

- データ活用による事務の高度化
- データ分析による効果的・効率的な事務運営
- 情報システムの高度化に向けたインフラ整備

添付書類も含めたe-Taxの普及

- 添付書類も含めたe-Tax利用や
自宅等からのe-Tax利用等の勧奨

中長期的課題に関する検討体制（令和元事務年度）【案】

中長期戦略会議

【責任者】局長
【事務局】総務課
【構成員】総務部長、情報システム監理官、課税第一部長、課税第二部長、徴収部長、調査第一部長、査察部長、総務部次長（定例部長会に準ずる）
【開催時期】不定期（定例部長会に準ずる）

中長期的課題検討PT【センター化・データ活用・e-Tax】

【責任者】総務部長
【事務局】企画課、事務管理第一課、課税総括課
【構成員】情報システム監理官、総務部次長、課税第一部(筆頭)次長、課税第二部次長、徴収部(筆頭)次長、中長期的課題検討部会構成員
【構成員】東京派遣監督評価官室長
【開催時期】年4回程度（庁主催会議前に必要に応じて開催）

中長期的課題検討部会【センター化・データ活用・e-Tax】

【責任者】企画課長、事務管理第一課長、課税総括課長
【事務局】企画課、事務管理第一課、課税総括課
【構成員】総務課長、国税広報広聴室長、税理士監理官、人事第一課長、人事第二課長、会計課長、営繕監理官、企画課長、事務管理第一課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長、課一料三課長、法人課税課長、消費税課長、酒税課長、管理運営課長、徴収課長、調査管理課長、広域情報管理課長、調査開発課長、査察管理課長、企画調整官
【開催時期】中長期的課題検討PT前に必要に応じて開催

センター化WG

【責任者】企画課課長補佐
【事務局】企画課、課税総括課
【構成員】関係課専門官等
【開催時期】毎週月曜日

データ活用WG

【責任者】事務管理第一課課長補佐
【事務局】企画課、事務管理第一課
【構成員】関係課課長補佐、専門官等
【開催時期】月1回

事務管理第一課
データ分析チーム

課税総括課
データ分析チーム・高度分析チーム

調査第一部
データ分析チーム

e-TaxWG

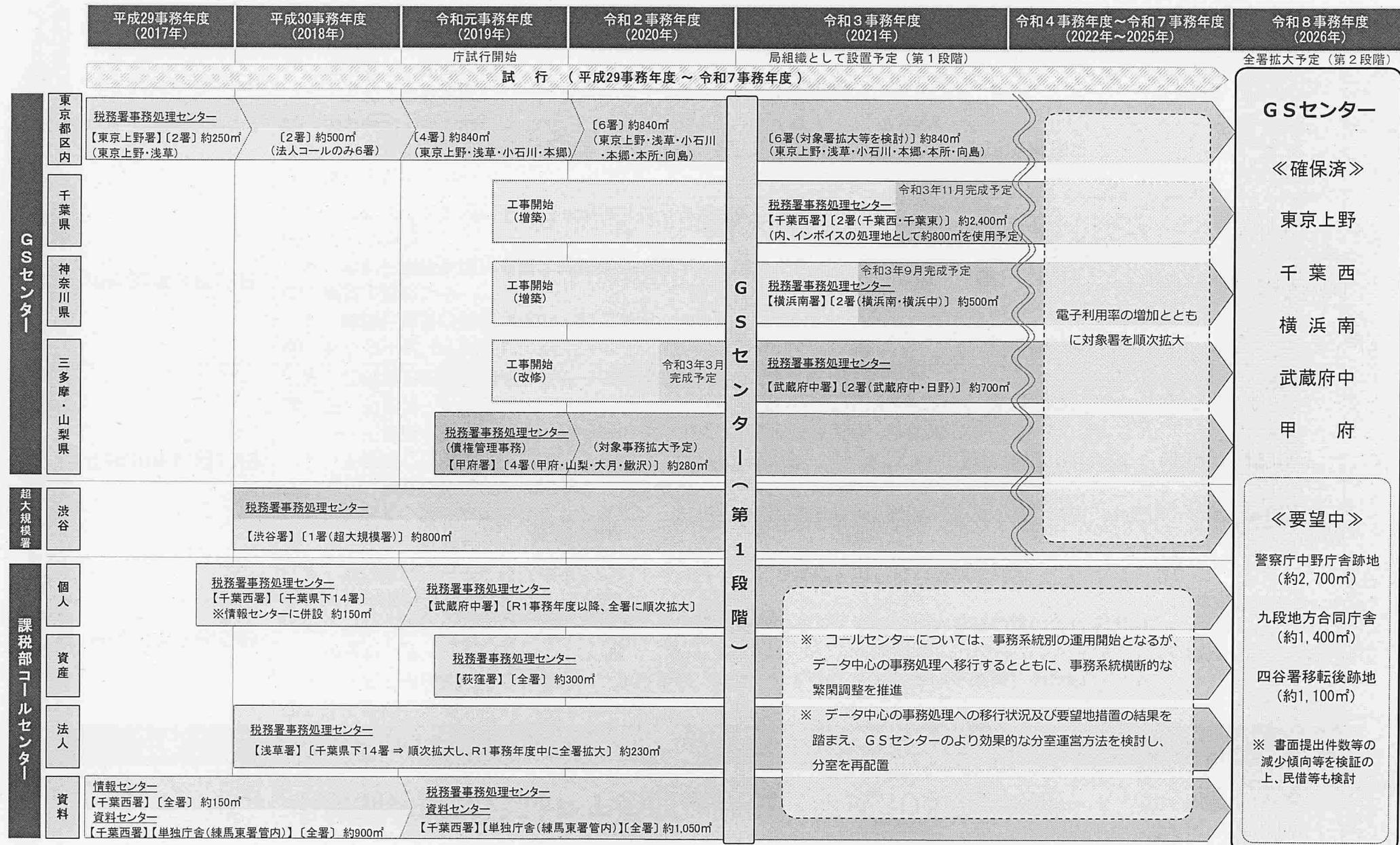
【責任者】企画課課長補佐
【事務局】企画課
【構成員】関係課課長補佐、専門官等
【開催時期】年7回程度

※ PT、部会及びWGの出席者については、議題に応じて責任者と協議する。

中長期的課題検討PTの開催状況（平成30事務年度）

	開催日	議題等
第1回	平成30年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京上野センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和元事務年度から6署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷、本所、向島）を検討 ② 甲府センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和元事務年度から山梨県下4署の債権管理事務のうち、簿書の移動を要しない事務を集約 ③ データ活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係各課からデータ活用案件の提出を受けて、8月末にヒアリングを実施
第2回	平成30年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京上野センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ KSKシステムの改修状況を踏まえ、令和元事務年度から4署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷）を決定 ② 令和3事務年度に新たに設置するセンター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 千葉西センター（千葉西・千葉東）、武蔵府中センター（武蔵府中・日野）、横浜南センター（横浜南・横浜中） <ul style="list-style-type: none"> ※ 千葉西センターには、臨時にインボイスセンターを設置（消費税課） ③ データ活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの取組状況及びデータ活用推進第一次中期計画を説明
第3回	平成31年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ① センター化（序試行） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員伝達及び長官談話の内容を説明 ② 東京上野センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和元事務年度から法人課税事務を拡大 ③ データ活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの取組状況及び序指示（データ活用の推進について）を説明
第4回	令和元年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京上野センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2事務年度から6署拡大（東京上野、浅草、小石川、本郷、本所、向島）を検討 ② 甲府センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2事務年度から対象事務拡大（フルスペック）を検討 ③ 課税部コールセンター <ul style="list-style-type: none"> ➢ GSセンターと課税部コールセンターの一体運営の方向性を検討 ④ データ活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの取組状況及び活用事例を説明

GSセンター化に向けたロードマップ(令和元年6月現在版)



GSセンター化に向けた検討課題

1 令和2事務年度の試行

- 円滑な試行拡大のため、東京上野センター6署拡大及び甲府センターの対象事務拡大について、早期に職員周知する必要がある。なお、確定申告期は、大量の申告書等を処理する必要があるため、事務処理フローを含めた検討が必要となる。

2 令和3事務年度（GSセンター第1段階）の試行

- 令和3事務年度に新たに設置するセンター（千葉西・武蔵府中・横浜南）については、近隣2署を集約する予定であるところ、平成31年度税制改正（各種書類の添付省略）に伴い、今後、簿書量の減少が見込まれることから、各センターに2署以上の集約が可能か検討する必要がある。
- 新たに設置するセンター（千葉西・武蔵府中・横浜南）の執務室については、令和2事務年度中の完成を見込んでいたところ、平成30事務年度末において、完成時期の延期が判明したことから、センター開始時期を再検討する必要がある。

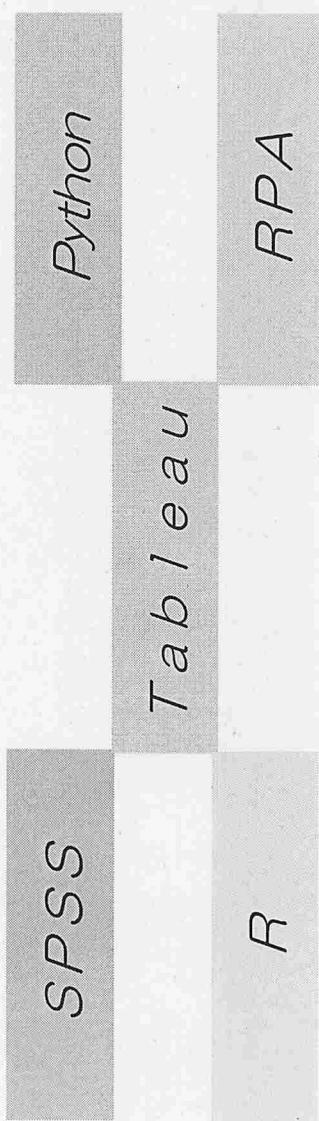
対象署	完成予定	当初		変更後	
		開始予定	完成予定	開始予定	完成予定
千葉西センター	令和3年6月	令和3年7月	令和3月11月	令和3月12月以降	千葉西・千葉東
武蔵府中センター	令和3年3月	令和3年7月	令和3年3月	令和3年7月	武蔵府中・日野
横浜南センター	令和3年6月	令和3年7月	令和3年9月	令和3年10月以降	横浜南・横浜中

※ 令和3年7月以降、千葉西センターにインボイスセンターを臨時的に設置することとしていたことから、インボイスセンターの設置場所についても再検討する必要がある。

3 令和8事務年度（GSセンター第2段階）までの拡大スケジュール

- 令和8事務年度の全署拡大までは、電子利用率の増加とともに対象署を順次拡大するとしているところ、具体的な拡大スケジュールを検討する必要がある。
なお、84署を集約するためには、約9,500m²の事務室が必要であると試算しているところ、現在要望中の警察庁中野庁舎跡地（約2,700m²）、九段地方合同庁舎（約1,400m²）、四谷署移転後跡地（約1,100m²）が取得可能となった場合においても事務室に不足が生じることから、民借等を視野に入れた検討が必要となる。
- 課税部コールセンターについては、事務系統別の運用開始となるが、データ中心の事務処理へ移行するとともに、事務系統横断的な繁閑調整を推進し、データ中心の事務処理への移行状況及び取得要望の結果を踏まえ、GSセンターのより効果的な運営方法を検討する必要がある。

データ活用の取組状況



I これまでの取組（平成30事務年度 5月末）

1 検討・分析中の主なデータ活用案件

- 実施相当とした案件について、データ分析チームと主管課とで継続して検討を進め、分析等を実施（データクレンジング・マッチングのみの案件は除く。）

SPSS

⇒ 主管課要件に基づき、データ分析チーム主導で分析を進める。

- 事務運営に関する案件 ⇒ 4件（うち分析済み2件）
- 調査事業選定に関する案件 ⇒ 4件（うち分析済み3件）

Tableau

⇒ 原則として、各課主導で分析を進めることとし、データ分析チームは、分析過程における質問等に積極的に対応する。

- 事務運営に寄与する案件 ⇒ 3件（うち分析済み3件）
- 調査事業選定に関する案件 ⇒ 5件（うち分析済み3件）

RPA

⇒ 主務課要件に基づき、RPA専担者チームが、順次作成する。
(局、GSセンター)

- データの自動入力、ファイルの指定場所への自動格納などによる事務の効率化
- 局： 平成30事務年度に実施予定 ⇒ 7件（ほか検討中事業あり）
- 署： GSセンター試行署（2署）からヒアリング実施。要望案件のうち実現可否や優先度などを検討。
一時選定案件 ⇒ 7件（平成31年1月導入済）

I これまでの取組（平成30事務年度 5月末）

2 研修等

(1) ICT研修（予定含む）

- Excel（入門、初級）、ExcelVBA（入門、初級、中級）
- AccessVBA（初級、中級）
- BIツール（初級、中級）、BAツール（入門、初級、中級）
- 最新データ活用（概論）
- 統計データ分析研修（庁主催）、総務省統計研修（本科、基本）
- RPAツール（初級、中級）

(2) 外部講師による講話

【第1回】 8月 8日開催 「議題：統計学利用の心構え - その必要性と可能性」

【第2回】 9月12日開催 「議題：犯罪予測のアルゴリズムとその活用について」

【第3回】 10月31日開催 「議題：データ活用について - オランダ国税・関税庁の事例」

【第4回】 12月 4日開催 「議題：BIツールTableauの活用について～事例紹介～」

【第5回】 5月16日開催 「議題：データアナリティクス適用の進め方」

(3) 分析ツール等のデモンストレーション

局内幹部等を対象として、SPSS、Tableau、RPAなどのデモンストレーションを21回開催

II 今後の取組（具体的な進め方）

- 「データ活用」とは、意識するものではなく、通常事務の中で自然に活用できているような環境にする工夫が必要。

1 データ活用の定着

【目標1】データの可視化により、必要な状況把握を日常的に行うことができる状況の創出（平成31年4～9月の試行を検討）

取組 : ① BIツール（Tableauなど）を簡易に利用できる環境を構築
② 定定期に確認すべき状況などをTableauダッシュボード等を使ってパソコン画面に表示

効果 : ① 表示されたグラフ等を複数の者が見ることにより、新たな気付きが生まれ、課題に発展する可能性がある。
② データ活用を前提とした仕事の仕方への、全体の意識醸成を推進

- ※ 課題として把握したものの大半は、BIツールを使い自ら分析を行うが、内容によって高度な分析が必要なものは、データ分析チームに分析作業を依頼
- ※ Tableauダッシュボードは、データ分析チームの主務課交流者が作成

【目標2】課題発見やデータ活用意識、統計スキル等の醸成

取組 : ① 外部講師による講演会の開催
② 「データ活用サイト」を構築し活用

- 分析・統計・問題認知力などを対象としたスキルアップビデオをコンテンツとして「データ活用サイト」上に公開
- データ活用に有益な各種情報を「データ活用Info（仮称）」として「データ活用サイト」上に公開

II 今後の取組（具体的な進め方）

- 効果：① 先進的な民間活用事例などを参考に、課題等の気付きを得る。
② 分析・統計スキルが向上することに伴い、研修効果のUPが期待できる。

2 データ分析

【目標1】高度な分析能力の向上

- 取組：① 高度な分析が可能となるシステム環境整備
② データ分析の専門家（民間事業者、大学教授など）の知見を参考とするため、意見交換等を実施

【目標2】分析課題（案件）の聴取等

- 取組：○ 各課からの分析要望（課題）書や提出サイクル、ヒアリング、分析結果回答などの運用面を確立

3 人材育成

【目標】データ分析チーム及び主務課等双方の業務・知識に通じた、両者の橋渡し役となるコア人材を、段階的・継続的に育成

- 取組：① データ分析チームに主務課交流者を配置し、各種研修及びOJTによるスキルアップを図る。
② 今年度の実績を踏まえた研修体系の再整備を行うとともに、研修受講による、データ分析チーム及び主務課等職員のスキルアップを図る。
③ 「データ活用サイト」に、スキルアップのための各種コンテンツを構築

添付書類も含めた e-Tax の普及に向けた取組

【基本的な考え方】

内部事務の効率化、国税情報システムの高度化及び ICT・データの一層の活用などの施策を推し進め、課税・徴収事務の高度化を図るために、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の実現が不可欠であることから、引き続き利用率の向上を図るとともに、今後のデジタル活用による事務の高度化・効率化効果を最大限得られるよう、添付書類も含めた e-Tax の普及を推進する。

【重点対象者】

1 税理士に対する取組（9,400 税理士、33 万法人）

- ① 関与先法人の e-Tax 利用が一部にとどまっている税理士※（代理送信割合 85%未満）に対する勧奨

※以下、「法人税一部利用税理士」という。

→ 添付書類も含めた全ての書類を送信するよう勧奨。併せて、関与先法人全ての利用を勧奨（以下②、③共通）

- ② センター化対象署の法人（e-Tax 未利用）に関与している法人税一部利用税理士に対する勧奨

- ③ 大法人の電子申告義務化対象法人（e-Tax 未利用）に関与している法人税一部利用税理士に対する勧奨

- ④ 法人税一部利用税理士（代理送信割合 85%以上）に対する勧奨

→ e-Tax の利用状況が良い税理士に対して添付書類も含めた全ての書類を送信するよう勧奨

2 大法人の電子申告義務化対象法人に対する取組（2,000 法人）

- ① 設立・増資による新規義務化対象法人に対する利用勧奨

- ② H30 事務年度の勧奨において次回申告から e-Tax を利用すると回答したものの、未利用となっている法人等に対する利用勧奨

3 ID・パスワードの未取得者及び既取得者に対する取組（245 万人）

- ① 未取得者及び既取得者に対するダイレクトメールによる取得勧奨又は利用勧奨

- ② 臨場による大規模法人の従業員等に対する取得勧奨又は各種説明会等により来署した納税者に対する取得勧奨

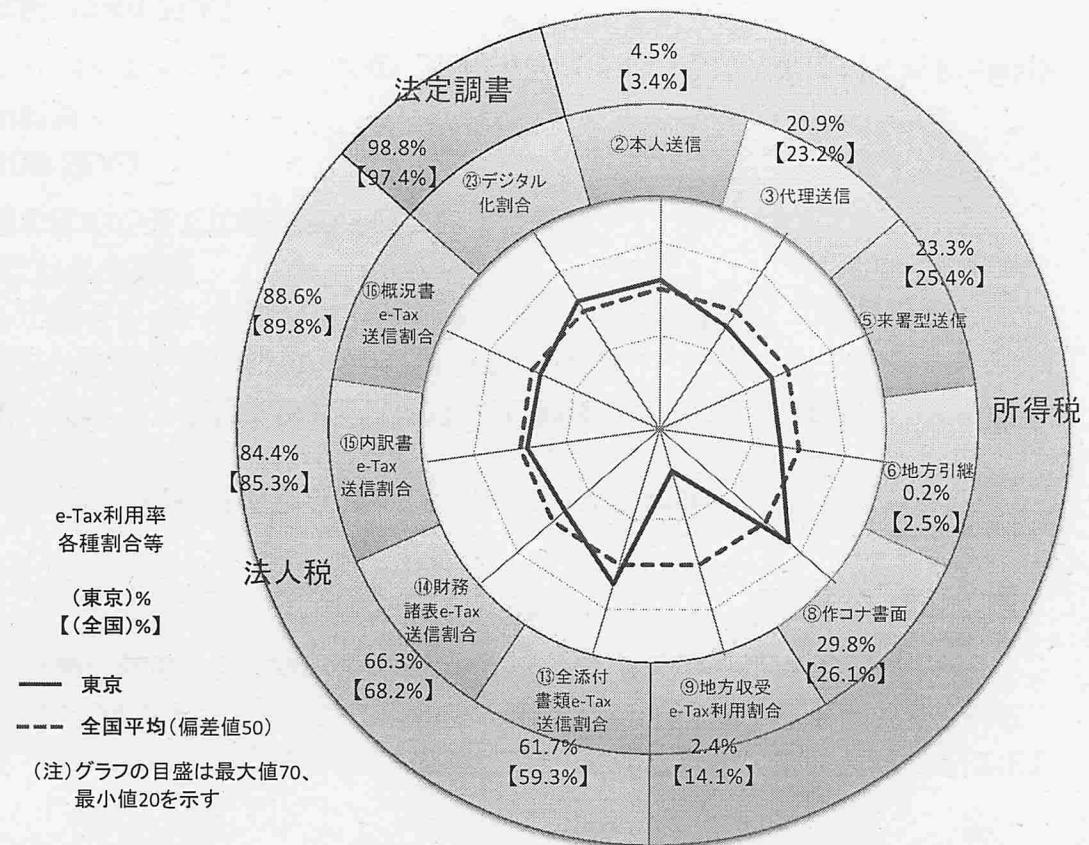
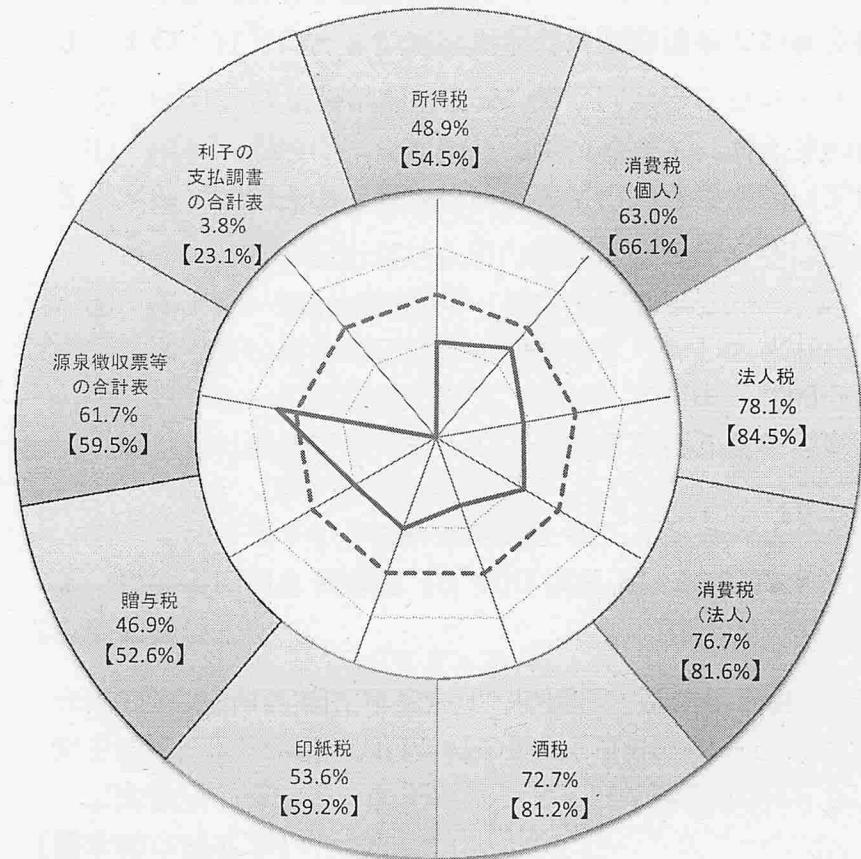
4 データ引継ぎ未実施団体等に対する取組（138 団体）

- データ引継ぎ未実施団体に対する導入に向けた環境整備の働き掛け・協議及び実施済団体に対する継続実施・本格実施の支援
- 3 力年で実施団体 100%とする

5 e-Tax 又は光ディスク等による支払調書の提出義務化の対象者に対する取組（7,200 義務者）

- 令和3年1月1日以降の提出義務化基準枚数の引下げによる新規義務化対象者に対する利用勧奨

e-Taxの普及状況における東京局の立ち位置



3 消費税の軽減税率制度実施等への対応

○ 消費税軽減税率制度実施等への対応

(1) これまでの軽減税率制度の周知・広報の状況

イ 説明会開催件数

	事業者数	平成 28 年 4 月～ 平成 30 年 6 月		平成 30 年 7 月～ 平成 31 年 4 月		合計		令和元年 5 月	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
全国	8,519,297	16,282	505,668	25,829	915,030	39,241	1,355,221		
	うち食品取扱事業者								
	905,115								
東京	2,160,831	3,192	105,497	4,585	181,796	7,777	287,293		
	うち食品取扱事業者								
	204,475								

ロ アンケートの回収枚数

	平成 29 事務年度			平成 30 年 7 月～平成 31 年 4 月			令和元年 5 月	
	参加者	回収枚数	回収割合	参加者	回収枚数	回収割合	参加者	回収枚数
全国	318,730	85,777	26.91%	915,030	379,707	41.50%		
東京	68,619	14,751	21.49%	181,796	73,756	40.57%	13,751	5,709

ハ 事業者団体に対する協力要請の状況

(令和元年 5 月末)

	団体数 ①	接触済 団体数 ②	説明会 開催 団体数 ③	説明会 開催 団体割合 ④ (③/①)	説明会 開催件数	説明会 参加人数	資料配付 団体数 ⑤	資料配付 団体割合 ⑥ (⑤/①)
商工会・商工会議所	176	176	159	90.3%	339	9,169	151	85.8%
農業・漁業協同組合	131	114	50	38.1%	82	2,792	71	54.2%
生活衛生同業組合	502	275	71	14.1%	75	2,029	121	24.1%
銀行・信用金庫	65	60	40	61.5%	81	3,237	45	69.2%
商店街	115	96	61	53.0%	94	2,881	67	58.3%
その他協同組合等	261	141	38	14.6%	34	421	71	27.2%
署独自開拓団体	634	562	229	36.1%	308	15,403	328	51.7%
合計	1,884	1,424	648	34.4%	1,013	35,932	854	45.3%

二 税理士会との連携等の状況

(令和元年 5 月末)

	平成 29 事務年度		平成 30 年 7 月～ 令和元年 5 月		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
税理士を対象とした説明会	8	467	61	6,932	69	7,399
東京	3	157	35	4,342	38	4,499
東京地方	2	146	19	1,680	21	1,826
千葉県	3	164	7	910	10	1,074
税理士会と共に催した説明会	119	4,293	191	7,314	310	11,607
東京	82	3,382	81	3,791	163	7,173
東京地方	34	747	81	2,534	115	3,281
千葉県	3	164	29	989	32	1,153
合計	127	4,760	252	14,246	379	19,006
東京	85	3,539	116	8,133	201	11,672
東京地方	36	893	100	4,214	136	5,107
千葉県	6	328	36	1,899	42	2,227

(2) 令和元事務年度における軽減税率制度の周知・広報

イ 地方紙等を活用した事業者向け広報

媒体	実施時期	備 考
新聞記事下広告 (半5段・4日)	4月中旬～9月中旬	神奈川新聞・千葉日報・山梨日日新聞
ラジオ広告(20秒) (1日3回)	5月、8月～9月	TBSラジオ・TOKYO FM・J-WAVE
駅のデジタルサイネージ	8月～9月	JR・東京メトロの駅内

ロ 局・署職員向けの研修の実施

	対象者	内 容
消費税課主催研修 (7月22日、23日)	署コア要員	・ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式の概要・最近の相談事例・申告書の書き方・区分経理及び特例計算を説明するに当たっての留意事項
LANトレーニング	全職員	・ 軽減税率制度の概要 ・ 消費税の適格請求書等保存方式

ハ 税理士関与のない飲食料品取扱事業者(法人)に対する局主催説明会の開催

令和2年2月～3月に開催予定

(参考) 平成30事務年度の開催状況

《実施期間：2月末～3月中旬、実施件数：全22件》

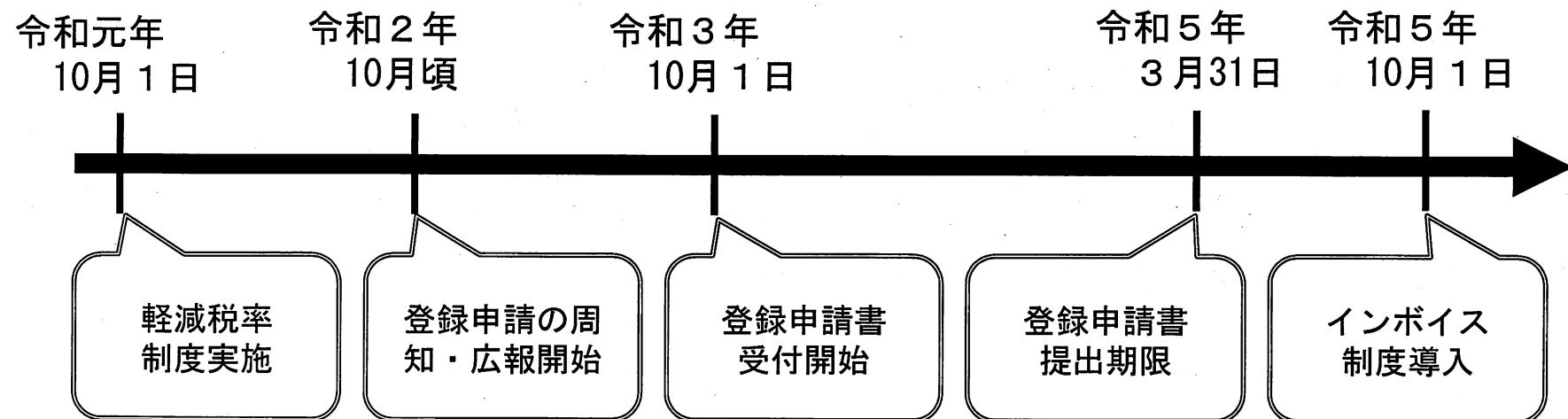
発送事業者数	返 戻 数	通 知 数	参加者数	発送事業者数に対する 参加者数割合
10,172	865	9,307	724	7.1%

(3) 適格請求書発行事業者の登録申請に係る集中処理体制の構築

- 令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始(提出期限は令和5年3月31日)。
- ※ 登録申請の周知・広報は、令和2年10月頃(受付開始の1年前)から実施する予定。
- 東京局における登録申請書の提出見込件数は約200万件。
- 令和3事務年度に集中処理体制(職員4名、非常勤職員74名)を千葉西署の敷地内に新設されるG Sセンターの建物内に設置。

軽減税率制度の実施からインボイス制度の導入までのスケジュール

- 登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能。
- インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書の提出が必要。



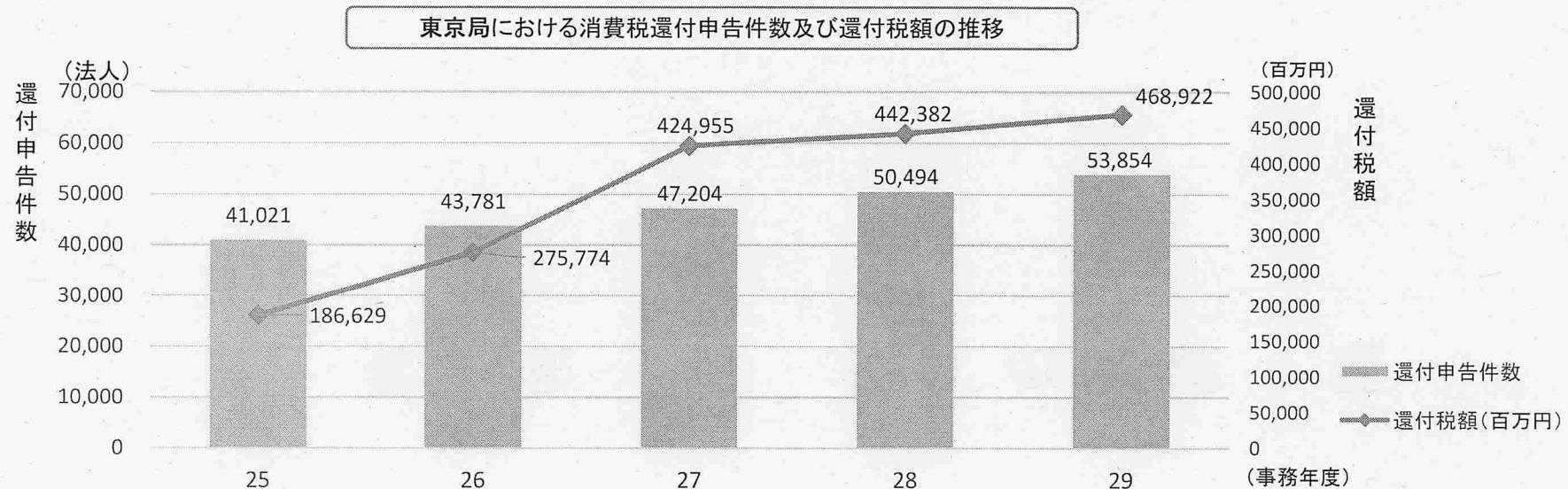
4 消費税調査の課題

消費税調査の課題

東京国税局

消費税還付申告件数及び還付税額の推移(署所管分のみ)

- 平成26年4月以降消費税率が5%から8%(1.6倍)に引上げられたのに伴い、東京局では還付申告件数は1.3倍に、還付税額は2.5倍に増加。(参考：納付は、申告件数1.01倍、申告税額1.76倍)
- 全国でも同様の傾向。東京は、還付申告税額の50%超を占める。



○ 各局の状況

区分	事務年度	全国	東京	大阪	名古屋	関信	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
還付申告件数	25	104,061	41,021	21,609	9,159	9,571	3,635	4,427	4,022	3,307	2,665	1,839	2,027	779
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	29	133,575	53,854	26,421	11,351	12,258	4,944	4,870	6,212	3,996	3,582	2,334	2,640	1,113
	29構成割合	100%	40.3%	19.8%	8.5%	9.2%	3.7%	3.6%	4.7%	3.0%	2.7%	1.7%	2.0%	0.8%
還付税額 (百万円)	29/25	1.28	1.31	1.22	1.24	1.28	1.36	1.10	1.54	1.21	1.34	1.27	1.30	1.43
	25	378,825	186,629	71,289	27,706	24,408	8,781	19,519	13,325	7,356	7,037	4,878	5,028	2,869
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	29	895,078	468,922	147,297	61,784	58,132	26,849	31,017	31,787	20,086	19,523	13,198	11,052	5,432
29構成割合	100%	52.4%	16.5%	6.9%	6.5%	3.0%	3.5%	3.6%	2.2%	2.2%	1.5%	1.2%	0.6%	
	29/25	2.36	2.51	2.07	2.23	2.38	3.06	1.59	2.39	2.73	2.77	2.71	2.20	1.89

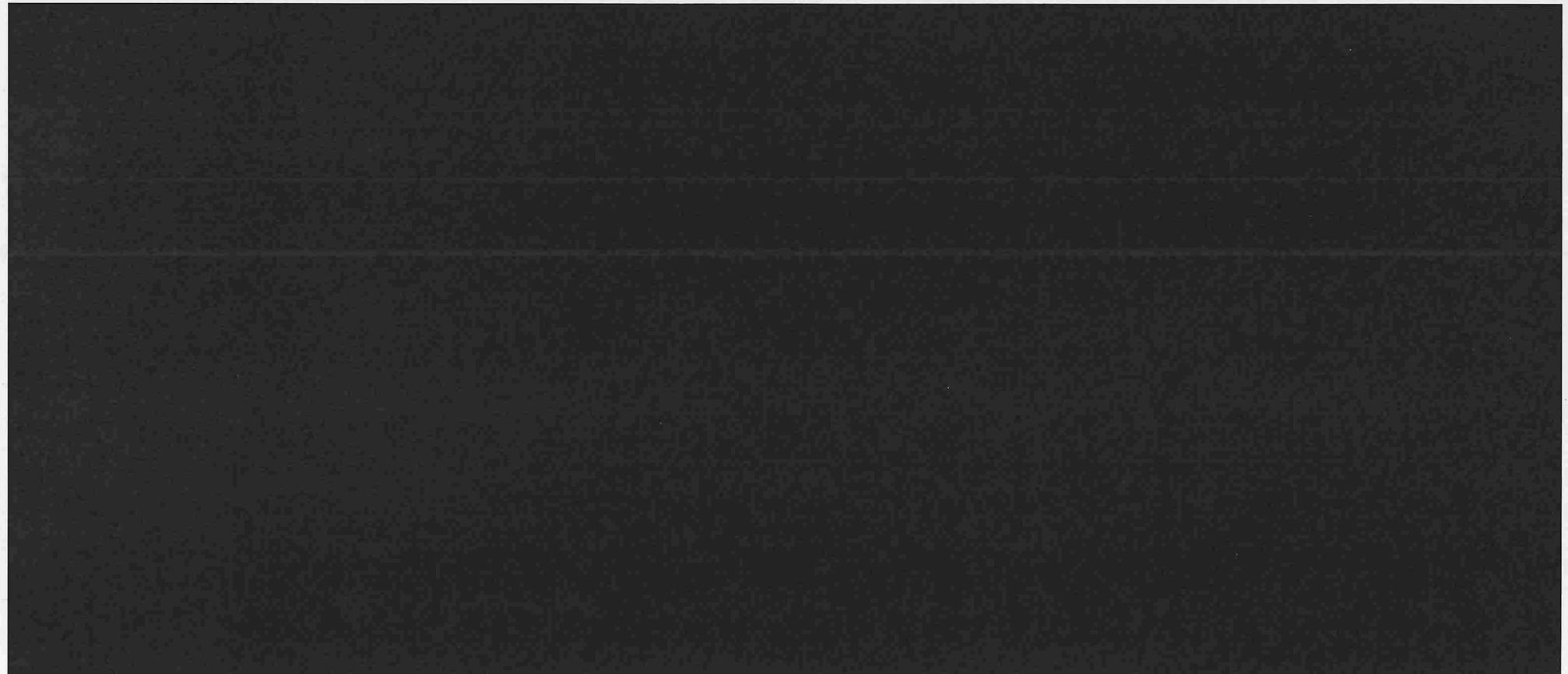
(注)「消費税階級別の申告の状況(署所管)」による。

還付申告法人に対する接触状況及び還付保留未解除状況(東京局分)

- ・ 還付申告のうち、新規還付の法人は、全体の約5割を占める。
- ・
- ・
- ・

還付申告法人に対する接触状況(各年6月末現在)

還付申告法人に対する還付保留未解除状況



来事務年度以降の対応方針

課題

- ・消費税率引上げにより、
⇒ 組織を上げた危機感の醸成が急務
- ・税収に占める消費税の重要性と納税者の公平感を踏まえて、執行の適正性がますます求められる。
⇒

危機意識の醸成

- 会議や研修等で具体的な
- [REDACTED]の収集・分析、対応策の検討
- [REDACTED]

組織的・人事的対応

-
-
-
-
-

資源投入の優先順位の見直し

- [REDACTED]
- 局が積極的に事案へ関与。必要な調査日数の追加投入を指示し、調査件数を柔軟に見直し

手続・基準等の見直し

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 「消費税還付保留解除チェック表」を見直し

制度的対応

-
-
-
-
-
-

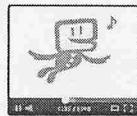
シェアリングエコノミー等新分野の経
5 濟活動の適正課税の確保に向けた取組

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

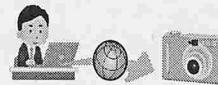
新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



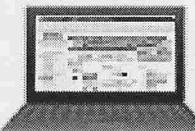
デジタルコンテンツ



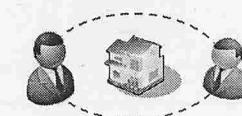
ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



（掲載内容の例）

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

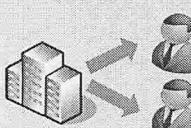
納税者利便の向上



（2019年開始の取組例）

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



（取組例）

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

プロジェクトチームの設置

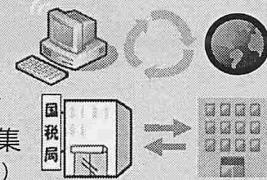


- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

情報収集・分析の充実

公開情報から
効率的に収集
(インターネット等)

法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
(法定調査、情報照会手続等)

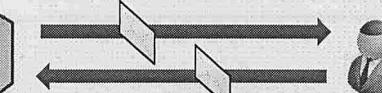


各種情報を組み合わせて
課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

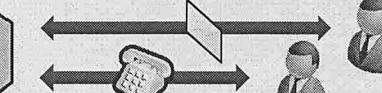


行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



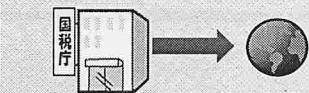
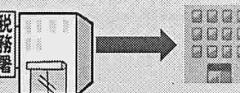
自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認
を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

プラットフォーマー等からの証拠収集・事実認定



反面調査

外国当局への情報提供要請

ICT事業特有の証拠隠しへの対応



（例）デジタル・フォレンジックの活用

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の種類及び取組状況

経済活動の種類		主なプラットフォーマー等（注）	主な決済手段
シェアリング エコノミー	シェア×モノ	フリマ、オークション、レンタル サービス、ネットショップ	金融機関 決済代行 電子マネー
	シェア×空間	民泊、農地シェア、駐車場 シェア、会議室シェア	-
	シェア×移動	カーシェア、サイクルシェア、 ライドシェア	-
	シェア×スキル	家事代行、介護、育児、 知識、料理	金融機関 決済代行
暗号資産（仮想通貨）取引			金融機関 仮想通貨
ネット広告関連			金融機関
デジタルコンテンツ配信			金融機関 決済代行